

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

法人税法における貸倒引当金の性質に関する考察

こもりまさゆき
小森将之

Discussion Paper No. 2024-J-7

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<https://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

法人税法における貸倒引当金の性質に関する考察

こもりまさゆき
小森将之*

要 旨

本稿の主題は、法人税法における貸倒引当金の制度創設から現行制度に至るまでの変遷を整理・検討することで、貸倒引当金の法的性質を考察することである。貸倒引当金は、法人税法における「別段の定め」の1つであるが、貸倒引当金の変遷を紐解くと、通説がいう、公正処理基準を前提としつつも、画一的処理の必要性等から、公正処理基準を部分的に修正することを内容とする別段の定めであるかは、必ずしも判然としない。検討の結果、貸倒引当金は、その制度創設以降、一貫して、法人の内部留保充実という目的から設けられた別段の定め、すなわち、租税特別措置に該当するものと考えられる。貸倒引当金の利益留保性は、制度創設から現行制度に至るまで、法定繰入率の引下げや貸倒実績率への一本化、適用法人の限定化等を通じて概ね一貫して縮減されている。こうした縮減は、いわゆる評価性引当金への接近を企図したものではなく、課税ベースの拡大を企図したものと考えられる。この結果、現行制度において貸倒引当金は、中小法人の保護および金融システムの安定化を企図した政策税制に変容したと整理できる。

キーワード：貸倒引当金、租税特別措置、政策税制、別段の定め、金融システムの安定化

JEL classification: G20、H25、K34

* 日本銀行金融研究所 (E-mail: masayuki.komori@boj.or.jp)

本稿の作成に当たっては、金融研究所客員研究員の木村晃久教授（横浜国立大学）から多大なるご指導を賜った。また、藤間大順准教授（神奈川大学）および日本銀行スタッフから有益なコメントを頂戴した。ここに記して感謝したい。ただし、本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて筆者個人に属する。

目次

1. はじめに.....	1
(1) 問題の所在.....	1
(2) 本稿の主題と構成.....	3
2. 法人税法における所得の計算方法等.....	4
(1) 所得計算の通則.....	4
(2) 別段の定め.....	6
(3) 租税特別措置および政策税制.....	7
3. 法人税法における貸倒引当金制度の創設・拡充.....	9
(1) 企業会計における貸倒引当金の創設.....	9
(2) 貸倒準備金の創設.....	11
(3) 税法と企業会計原則との調整に関する意見書.....	14
(4) 各種引当金・準備金の創設と拡充.....	15
(5) 検討.....	16
4. 法人税法における貸倒引当金の見直し.....	19
(1) 租税特別措置の見直しの始まり.....	19
(2) 評価性引当金への見直しに向けた議論の始まり.....	20
(3) 累積方式と洗替方式の併存.....	21
(4) 洗替方式への一本化.....	23
(5) 検討.....	25
5. 課税ベースの拡大と税率の引下げを企図した税制改革.....	28
(1) 金融機関における貸倒引当金繰入額と貸倒損失額の乖離.....	29
(2) 貸倒実績率の導入.....	30
(3) バブル・金融システムの不安定化・不良債権処理.....	31
(4) 「法人課税小委員会報告」における引当金制度全般の見直しに係る議論.....	33
(5) 各種引当金の縮小・廃止と貸倒実績率への一本化.....	34
(6) 検討.....	36
6. 政策税制への純化.....	40
(1) 退職給与引当金の廃止.....	41
(2) 金融経済情勢の変化.....	41
(3) 貸倒引当金制度の適用法人の限定.....	43
(4) 検討.....	45
7. おわりに.....	47
参考文献.....	50

1. はじめに

(1) 問題の所在

法人税法には、引当金と準備金という項目が存在する。引当金は、将来の費用や損失のうち、当期の負担に属する金額を見越計上するために企業会計において設定される項目である¹。引当金は、一般に、「販売費および一般管理費」に該当する項目と考えられるものの、費用や損失の見越計上であることから、債務の確定を要求する法人税法上、直接に損金の額に算入できないとされている(22条3項)。このため、法人の課税所得の計算に当たっては、「別段の定め」という例外規定を設けることで、引当金の損金算入を認めている。こうした取扱いは、「期間損益計算の適正化の見地から会計慣行の成熟したものを税法上も恒久的制度として認容したもの」と評価されている²。なお、法人税法における「引当金」は会社法からの借用概念と解されており³、会社計算規則における用語の解釈および規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌しなければならないと規定されている(3条)。したがって、法人税法における引当金は、企業会計における引当金と基本的には同様の意味内容と考えられている。

他方、準備金は、当期の収益とは対応しない将来の支出または損失に対する準備として設定される項目である⁴。準備金は、当年度の収益と対応しないことから、企業会計上も法人税法上も当年度の損金の額に算入できないとされている⁵。このため、法人の課税所得の計算に当たっては、「別段の定め」という例外規定を設けることで、経済政策上の理由から準備金の損金算入を認めている⁶。こうした性質から、準備金は、しばしば「利益留保性引当金」や「隠れた補助金」と呼ばれている⁷。

以上の定義を踏まえると、引当金と準備金は、「別段の定め」によって損金算入が認められる項目という点で一致しているが、期間損益計算の観点や、経済財政政策上の理由の有無、換言すれば、後述する租税特別措置または政策税制であるかが、両項目を分かつ特徴となっている。

¹ 渡辺徹也 [2023] 95 頁。

² 坂本 [2023] 130 頁。

³ 谷口 [2021] 479 頁。

⁴ 金子 [2021] 430 頁。

⁵ 金子 [2021] 430 頁。

⁶ 金子 [2021] 430 頁。

⁷ 谷口 [2021] 487 頁。

法人税法における引当金の変遷を確認すると、例えば1998（平成10）年度税制改正以前は、6種類の引当金の損金算入が認められていた⁸。しかし、その後は「税率の引下げと課税ベースの拡大」という方針等を背景に、さまざまな引当金制度が廃止され、現行の法人税法において損金算入が認められているのは、貸倒引当金のみとなっている（52条）。そして、貸倒引当金をめぐっては、後述するように、「評価性引当金」であるか、それとも租税特別措置や政策税制であるかという論点があると思われる。

まず、貸倒引当金は、企業会計原則注解17および18、ならびに会社計算規則78条に明文化されている項目であり、一般に、資産である「売掛金等からの控除によって債権の回収可能価額を評価」する評価性引当金と解されている⁹。そして、法人税法における貸倒引当金は、1950（昭和25）年に創設されて以来、適用法人の限定等はあったものの、現在まで一貫して損金算入が認められている唯一の引当金であり、現在、税法学者の間でも、将来発生する貸倒損失のうち、当年度の収益に対応する部分の見積りを示す評価性引当金と解されている¹⁰。こうした評価性引当金の特徴を捉えて、「貸付債権帳簿価額から貸倒引当金を控除した金額が、貸付債権の時価と考えられる」とする見解もある¹¹。

しかし、最近の学説においては、法人税法に規定されていた各種引当金を政策税制と評価しうるとの見解がある¹²。実際、歴史を紐解くと、法人税法における貸倒引当金が、企業会計と同様に評価性引当金であると解することについて疑問が生じる。例えば、創設当時の名称は「貸倒引当金」ではなく「貸倒準備金」であり、その目的の1つは、期間損益計算の適正化や債権の回収可能価額の評価ではなく、法人の内部留保充実であったと考えられる。また、現行制度に至るまでの制度改正では、貸倒引当金繰入金額の算定方法の見直しが累次にわたって行われており、現在制度においては、損金算入できる法人が金融機関と中小法人等のみ限定されている。こうした改正の目的は、貸倒引当金の内包する利益留保性の縮減（課税ベースの拡大）だったと考えられる。これらの経緯を踏まえると、法人税法上の例外である貸倒引当金が存続している理由、すなわち、法人税法における貸倒引当金の性質が、通説どおり企業会計と平仄を合わせた評価性引当金であるか、それとも何らかの政策的意図を有する租税特別措置または政策税制であるかは、必ずしも明らかではないと思われる。

⁸ 1998年の税制改正以前は、賞与引当金、特別修繕引当金、製品保証等引当金、退職給与引当金、返品調整引当金および貸倒引当金の損金算入が認められていた。

⁹ 桜井 [2023] 221頁。

¹⁰ 金子 [2021] 424頁、岡村 [2007] 197頁。

¹¹ 岡村 [2007] 197頁。

¹² 藤谷 [2022] 29頁の本文および脚注（4）参照。

（２）本稿の主題と構成

本稿の主題は、法人税法における貸倒引当金の創設から現行制度に至るまでの変遷を整理・検討することで、貸倒引当金という別段の定めを考察することである。別段の定めは、本邦法人税法における主たる研究対象であり¹³、いかなる場合にどのような別段の定めを規定するかが法人税法の中心的な問題となる¹⁴。法人税法における貸倒引当金を対象とした先行研究は数多あるが¹⁵、制度の嚆矢から現行制度に至るまでの変遷を精査し、貸倒引当金の性質、すなわち、評価性引当金であるか、それとも租税特別措置であるかという観点から検討した研究は管見の限り見当たらない。

こうした研究がなされてこなかった理由はいくつか考えられる。例えば、企業会計における貸倒引当金は評価性引当金に該当するため¹⁶、法人税法における貸倒引当金も当然に評価性引当金と平仄を合わせた項目であると考えられてきたかもしれない。また、2011（平成 23）年度の税制改正を機に、法人税法における貸倒引当金は原則廃止されたとみる向きも少なくないため¹⁷、研究の必要性が乏しいとみなされたかもしれない。しかし、近年では、後述するように、国内外で企業会計における貸倒引当金の引当方法の見直しが進捗している。法人税法は企業会計に依拠している部分も多いことから、このような企業会計の変化を踏まえると、法人税法における貸倒引当金の法的性質の位置づけについても改めて考察する余地があるようにも思われる。

現存する制度や仕組みについては、過去の経緯等の制約を受ける、いわゆる経路依存性がみられることも少なくない。このため、ある制度の性質やあるべき姿を検討するうえでは、当該制度の創設時から現行制度に至るまでを虚心坦懐に振り返ることも重要な作業といえる。したがって、貸倒引当金という限定的な論点ではあるものの、本研究は、先行研究に対して、あるいは将来的な貸倒引当金の制度設計を展望するに当たって、幾許か貢献しうるものと思われる¹⁸。

本稿の構成および各節の概要は、以下のとおりである。

まず 2 節では、現行の法人税法における所得の計算方法や関連する概念を整理する。3 節から 6 節では、法人税法における貸倒引当金の変遷を、4 つの期間、すなわち、①制度の創設・拡充期、②貸倒引当金の見直し期、③課税ベース拡大

¹³ 岡村 [2007] 34 頁。

¹⁴ 渡辺徹也 [2023] 35 頁。

¹⁵ 例えば、小林 [2014]、加藤 [2020] 等。

¹⁶ 例えば、桜井 [2023] 221 頁。

¹⁷ 例えば、渡辺徹也 [2023] 104 頁、谷口 [2021] 481 頁。

¹⁸ なお、本稿では、所得税法における貸倒引当金は検討対象としない。

期、および④政策税制への純化期に区分して整理・検討する。まず、貸倒引当金制度の創設・拡充期である 3 節において、法人税法における貸倒引当金制度創設が、法人の内部留保充実を企図した租税特別措置として創設されたことを明らかにする。法人税法における貸倒引当金の見直し期である 4 節では、経済の正常化ないし高成長を背景とした税制の簡素化および負担の公平化を目的に貸倒引当金が内包する利益留保性が縮減されたことを明らかにする。続く課税ベース拡大期である 5 節では、「課税ベースの拡大と税率の引下げ」という、企業会計の要請や税法の理論とは異なる理由によって、各種引当金の抜本的な見直しが行われたことを確認し、そうしたなかにあつて貸倒引当金制度が維持された理由を検討する。政策税制への純化期である 6 節では、引き続き「課税ベースの拡大と税率の引下げ」の観点から貸倒引当金が原則廃止となったなか、中小法人や金融機関については、例外的に貸倒引当金の損金算入が許容されている理由を検討する。7 節では、本稿の結論と今後の課題を示す。

2. 法人税法における所得の計算方法等

本節では、法人税法における貸倒引当金の性質を検討するうえで前提となる法人税法における所得計算の通則のほか、別段の定め、租税特別措置、政策税制の概念を整理する。

(1) 所得計算の通則

内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額であり（法人税法 22 条 1 項）、「益金」は同 2 項、「損金」は同 3 項に規定されている。

益金または損金に算入すべき金額は、「別段の定め」があるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準（以下、「公正処理基準」という。）にしたがって計算されるものとされている（同 4 項）。つまり、公正処理基準と別段の定めが食い違った場合には、別段の定めが優先される¹⁹。なお、公正処理基準は、伝統的に、企業会計原則や会社法（旧商法）に基づく会社計算規則（商法施行規則）等により構成されると解されている²⁰。

本稿は、貸倒引当金の損金算入が主な関心事項であるため、まず損金を規定する法人税法 22 条 3 項を確認する。同項では、損金の額に算入すべき金額について、当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額（1 号）、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外

¹⁹ 渡辺徹也 [2023] 32 頁。

²⁰ 渡辺徹也 [2023] 32 頁。

の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。)の額(2号)、および当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの(3号)と規定している。

このうち、売上原価等を規定する1号または一般管理費等を規定する2号は、いずれも収益を獲得するために必要な要素を示しており、企業会計原則にいう「費用収益対応の原則」を踏まえた規定となっている(2の1のC)。ただし、1号と2号では、収益との対応関係に差異がある。すなわち、1号は「当期の収益と直接的・個別的に対応」する一方、2号は個別の収益ではなく「当期の収益一般と間接的・期間的に対応」する²¹。当該差異を背景に、2号は「債務の確定」(債務確定基準)を要求しており、これは損金算入時期の調整による所得操作の可能性を排除する趣旨である²²。

ここで論点となるのは、何をもって「債務の確定」を判断するかである。下級審²³は、法人税基本通達2-2-12を参照し、①債務が成立していること、②債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること、③金額を合理的に算定できることの3つの要件を具備するか否かを判断基準としている。なお、学説上は、所得操作の可能性を排除するという趣旨に反しない限りにおいては、下級審が参照した通達の基準と比べて「債務の確定」の意義を緩やかに解して差し支えないとする考え方が有力に主張されている²⁴。

前述の下級審が示した債務確定基準に照らすと、本稿の検討対象である貸倒引当金を含む各種の引当金は、将来の費用や損失のうち、当期の負担に属する金額を見越計上するための項目であることから、債務の確定を観念することができないと解されている²⁵。したがって、引当金は、法人税法における所得の計算上、原則として損金算入が認められない項目ということになる。

²¹ 渡辺徹也 [2023] 93 頁。

²² 渡辺徹也 [2023] 95 頁。なお、1号については「債務の確定」が要求されていない(最判2004(平成16)年10月29日刑集58巻7号697頁)。

²³ 山口地判1981(昭和56)年11月5日行集32巻11号1916頁、東京地判2019(令和元)年10月24日税資269号順号13329。

²⁴ 金子 [2021] 351 頁、渡辺徹也 [2023] 95 頁。

²⁵ 例えば、退職給与引当金については、「法人が労務提供を受けた段階では、退職金の支給に関する債務は確定して」おらず、貸倒引当金繰入れについては、「将来の損失額の見積計上で」あるから、「計上時に債務あるいは損失として確定していない」ことから、法人税法22条3項2号には該当しない(渡辺徹也 [2023] 96 頁)。

（２）別段の定め

別段の定めとは、何らかの理由から公正処理基準を修正する規定であり²⁶、別段の定めがある場合には、公正処理基準ではなく別段の定めにしたがって益金または損金の額を計算することとなる。別段の定めは、法人税法だけでなく租税特別措置法においても多数規定されているが、必ずしもすべての別段の定めが公正処理基準と対立するわけではないと解されている²⁷。

別段の定めは、一般に、以下の３つに分類される。すなわち、第１分類は公正処理基準を確認する性質の規定²⁸、第２分類は公正処理基準を前提としつつも、画一的処理の必要から、統一的な基準を設定し、または一定の限度を設け、あるいはそれを部分的に修正することを内容とする規定²⁹、第３分類は租税政策上または経済政策上の理由から公正処理基準に対する例外を定める規定³⁰である³¹。

一般に、法人税法の規定は第１分類または第２分類に属し、租税特別措置法の規定は第３分類に属すると解されている³²。ただし、法人税法のなかにも第３分類と、租税特別措置法のなかにも第１分類または第２分類と評価しうる規定が存在するとの指摘もある³³。当該指摘を踏まえると、ある規定が法人税法と租税特別措置法のどちらに属しているかは、当該規定が別段の定めの中のいずれの分類に属するかを判断するための絶対的な基準ではないといえる。

例えば貸倒引当金を含む各種の引当金についてみると、企業会計では、法人の業種や経済活動の多様性を踏まえて、各法人がその実態に最も適合した会計処理の方法を選択できる一方³⁴、法人税法では、「公平あるいは公正な負担のあり方を基本的な理念」としていることから³⁵、企業会計を前提としつつも画一的な処理の規定となっている。このことから、法人税法における各種引当金は、一般に、別段の定めの中の第２分類に属すると考えられている。実際、税法のバイブルとも評される、金子宏・東京大学名誉教授著の『租税法』では、1976年の初版から2021年の第24版に至るまで一貫して、引当金に関する規定は第２分類に属

²⁶ 金子 [2021] 361 頁参照。

²⁷ 渡辺徹也 [2023] 32 頁。

²⁸ 例えば、資産の評価益に関する規定（法人税法 25 条）。

²⁹ 例えば、棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価に関する規定（法人税法 29 条）。

³⁰ 例えば、受取配当等の益金不算入に関する規定（法人税法 23 条）。

³¹ 金子 [2021] 361 頁。

³² 金子 [2021] 362 頁。

³³ 佐藤英明 [1997] 156 頁、藤谷 [2022] 29 頁参照。

³⁴ 桜井 [2023] 64～65 頁。ただし、企業会計原則には継続性の原則があるため（1 の 5）、法人は、いったん採用した会計処理の原則や手続きを、正当な理由なく変更することはできない（企業会計原則注解 3）。

³⁵ 岡村 [2007] 38 頁。

すると例示している³⁶。法人税法における引当金と企業会計における引当金が基本的に同様の意味内容であることを踏まえると、法人税法における貸倒引当金が、公正処理基準を前提とする第2分類に属する場合、企業会計と同様に評価性引当金の性質を有すると考えられる。

しかし、3節以降で確認するように、法人税法における貸倒引当金は、現在に至るまで累次にわたり改正されており、その間の貸倒引当金に係る評価は必ずしも一様ではない。例えば、創設当初の制度を「最も古い租税特別措置の1つ」とする見解があるほか³⁷、1960年頃の法人税法における貸倒引当金には「評価性引当金としての性格と租税特別措置の一種としての〔中略〕利益留保準備金としての性格」があるといった指摘もみられる³⁸。このような経緯を踏まえると、現行の貸倒引当金が第2分類に属するかは必ずしも自明とはいえず、第3分類に属すると解する余地もあると考えられる。

（3）租税特別措置および政策税制

租税特別措置および政策税制は、基本的には「別段の定め」の第3分類に該当すると思われる。そこで、租税特別措置および政策税制の定義を確認する。

まず、租税特別措置をめぐっては、形式論と実質論の2つの見解がある。前者は、租税特別措置法に定めるものを租税特別措置と解する、形式を重視する見解であり、大蔵（財務）省や税制調査会の見解はこれに近いとされている³⁹。これに対して後者は、租税特別措置法以外の規定であっても特定の目的から実質的に課税の公平性や中立性を犠牲にする規定については租税特別措置と解する、実質を重視する見解であり、多くの学説の見解はこれに近いとされている⁴⁰。

実際の事例をみると、長らく法人税法の本体に規定されていた特別修繕引当金が、大きな制度変更もなく特別修繕準備金と改称して租税特別措置法に移管された事例や、利子所得の分離課税のように租税特別措置法の規定であるにもかかわらず、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の適用対象外となっている事例もある。こうした事例を踏まえると、租税特別措置に該当するかを検討するに当たっては、学説が支持する実質論の立場から検討することが妥

³⁶ 例えば、金子〔2021〕361頁。

³⁷ 石〔2008〕262～263頁。

³⁸ 税制調査会〔1963b〕答申別冊72頁。

³⁹ 畠山〔1996〕223頁、三木〔1997〕142頁、

⁴⁰ 畠山〔1996〕223頁。例えば、渡辺徹也〔2022〕180頁は、「特定の政策の実現のために租税法が改正されることがある。多くは租税特別措置法の改正を通じて行われるが、既に述べた（当方注：課税ベースの拡大を伴う）税率の引き下げ、減価償却費、さらには組織再編税制に関する改正の一部は、法人税法本法において手当てされた」としている。

当と考えられる。このため、以下では、実質論の立場から議論を進めていく。

次に、租税特別措置の定義を確認する。論者によって多少の差異はあるが、「担税力その他の点で同様の状況にあるにもかかわらず、なんらかの政策目的の実現のために、特定の要件に該当する場合に、税負担を軽減しあるいは加重することを内容とする措置」と解するのが通説とされている⁴¹。一般に、租税特別措置は、課税の公平を歪めるという性質上、しばしば租税公平主義の観点から問題となるが、ある租税特別措置が不合理な優遇に該当するかは、当該措置の政策目的が合理的か、当該目的を達成するために当該措置が有効か、当該措置によって公平負担がどの程度害されるか等の観点から判断される⁴²。

「租税特別措置」と重なりつつも区別して用いられてきた概念として「政策税制」がある⁴³。学説における政策税制の定義についても、論者によって多少の差異はあるが、例えば「歳入目的ではなく、特定の社会的・経済的目的の達成のために、本則の税負担の軽減もしくは重課の方向で採用される措置で、一時的な担税力の調整のための措置を除く⁴⁴」とか、「公平・中立・簡素な方法での税収獲得すなわち財政目的を追求する租税政策との対比において、財政目的ではない経済社会政策目的を、租税制度を用いて（本則の税負担を軽減または重課することで）実現しようとするものの総称⁴⁵」などと解されている。政策税制の存在を前提とすれば、いわゆる租税特別措置には、財政目的（租税政策）のみを追求する狭義の租税特別措置と、それに加えて財政目的以外を追求する政策税制をも内包する広義の租税特別措置を観念できると考えられる。

「租税制度本来の目的である財政目的（収入の獲得）と、それ以外の政策目的とは、厳しい緊張関係に立つ⁴⁶」なかにあって、広義の租税特別措置を、狭義の租税特別措置と政策税制とに区別する意義は、ある措置の妥当性を判断する基準を細分化できる点にある。すなわち、政策税制は、「政策目的の実現手段として租税による誘因を用いることの合理性に関心を寄せる点で、租税公平主義からの逸脱を問題視する『租税特別措置』論とは一線を画する⁴⁷」と解されており、政策税制を議論するうえで中心的な論点となるのは、政策目的の実現に係る当該政策税制の効率性である⁴⁸。そして、そうした効率性を評価するに当たっては、

41 金子 [2021] 93 頁。このほか、租税特別措置に関する代表的な先行研究として、和田 [1992] 等がある。

42 金子 [2021] 95 頁。

43 藤谷 [2022] 29 頁。

44 首藤 [2008] 4 頁。

45 藤谷 [2022] 29 頁。同様の見解として、中里 実 [2017] 138 頁。

46 中里 実 [2017] 138 頁。

47 藤谷 [2022] 29 頁。

48 中里 実 [2017] 138 頁。

税収への影響と政策効果との比較（費用対効果）のほか、制度全体との整合性や当該制度が継続して存在している理由等を考慮する必要があるとされている⁴⁹。

以上を踏まえて、以下では、狭義の租税特別措置と政策税制とを区別する必要がある場合には、それぞれの用語を用い、両者を区別する必要がない場合には、単に租税特別措置という⁵⁰。

3. 法人税法における貸倒引当金制度の創設・拡充

本節では、1950年の貸倒準備金の創設から1950年代前半までの期間における制度の変遷を確認し、戦後復興期である当時の貸倒準備金が、税務紛争の除去および企業の内部留保充実を目的として創設された制度であることを明らかにする。具体的には、まず、法人税法における貸倒準備金に先立って創設された、企業会計における貸倒引当金について確認する。次に、『シャープ使節団日本税制報告書』（以下、「シャープ勧告」という。）や当時の大蔵省関係者による資料等をもとに、貸倒準備金の創設からその後の制度拡充の歴史を整理する。最後に、当時の貸倒準備金の性質について検討する。

（1）企業会計における貸倒引当金の創設

会計基準という用語が手続きや表示方法をも包含する概念と解すれば、明治維新以降でみた本邦初の会計基準は、1872（明治5）年の国立銀行条例である⁵¹。一般事業法人の会計基準に先立って銀行の会計基準が設けられた背景には、当時の銀行に対する監督上の必要性⁵²に加えて、「資本融通に不便を感じたる当時⁵³」において、「産業界における指導者中の指導者たる銀行を發達」させることが、その他の産業の発展にとって不可欠との考えがあったと解されている⁵⁴。

筆者が確認した限り、企業会計における貸倒引当金の嚆矢は、国立銀行条例下において用いられた「滞貸抵当」、のちの「滞貸準備」であり、「滞貸」の定義が

⁴⁹ 中里 実 [2014] 91 頁参照。

⁵⁰ なお、狭義の租税特別措置と政策税制のいずれに該当するかが、必ずしも明らかではない規定も存在する。例えば、最判 2006（平成 18）年 2 月 23 日判時 1926 号 57 頁は、外国税額の控除に係る規定（法人税法 69 条）について、「我が国の企業の海外における経済活動の振興を図るという政策的要請の下に、国際的三重課税を防止し、海外取引に対する課税の公平と税制の中立性を維持することを目的として設けられたもの」と判示している。

⁵¹ 久野 [1969] 91 頁、渡辺和夫 [2004] 31～32 頁。Iwanabe [1996] p.351 によれば、日本に現存する最古の会計帳簿は 8 世紀の正税帳まで遡るが、それ以降の 800 年間の会計史について何らかの証拠を示す資料は存在しない。

⁵² 岡田 [1935] 301 頁参照。

⁵³ 明治財政編纂会 [1905] 16 頁。

⁵⁴ 菅野 [1930] 325 頁。なお、国立銀行条例制定の詳細な背景については、例えば、明治財政編纂会 [1905] 等が詳しい。

初めて公に示されたのは、1877（明治 10）年に大蔵省銀行課が刊行した『銀行雑誌』（大蔵省銀行課 [1877]）である⁵⁵。

当該雑誌によれば、滞貸とは、「大抵借人既に破産に及び又は其他の事故を以て已むを得ず其抵当物を売却して其貸付たる元金に充てんとすれども尚お其高に及ばざるものを云う我国にては確かなる抵当物或は確実なる引受人ある貸付金を除くの外其返済期限を過ぐる事 6 ヶ月以上に及ぶものは都て之を滞貸金と看做」すとしている⁵⁶。そして、「我が国立銀行の計表中に滞貸準備とあるは、皆な滞貸に付て損失あるべき高を見積り之に備えたる準備の積金なり」としている⁵⁷。当該記述からは、滞貸準備が、滞貸の金額のうち、貸付に係る抵当権の行使によって補填されない金額、すなわち、損失に対する準備として設定されていたと推察される。現行の法人税法に当てはめてみれば、滞貸準備は、個別評価金銭債権に係る引当金に相当し、一括評価金銭債権と比べて、貸倒れとなる可能性が高い債権に対する引当金と考えられる。

こうした将来の特定の損失に備えるための会計処理を当時の銀行会計制度が許容していた背景には、産業振興という国策を進めるうえで、銀行の安定的な経営が不可欠であったという事情があろう。こうした理解を前提とすれば、滞貸準備の意義は、回収可能性に著しい問題を抱える滞貸金に対する損失準備を通じた、銀行の財務基盤の維持にあったと考えられる。

なお、筆者が確認した限り、本邦において一括評価金銭債権に対する貸倒引当金に相当する考え方が示されたのは、「会計学書の濫觴として特筆せらるべき書物」と評される吉田良三著の『会計学』（吉田 [1910]）と思われる⁵⁸。そこでは、貸金を回収可能性に応じて 3 種類に区分し、最も回収可能性の高い「現在に於て確実なる貸金」であっても「過去の経験に徹すれば是等多数の取引先に対する貸金の一部は多分貸倒れとなる」と予想されることから、「其貸倒予想額に相当する貸倒準備金を設くるにあり」としている⁵⁹。そして、「現在に於て確実なる貸金の将来に於て生ずべき貸倒予想額に対する準備額」の見積り方法として、過去の経験のほか、総売上高や売掛金総額に任意の掛け目を設定する方法を示している⁶⁰。ここで示された考え方や過去の経験に基づく見積り方法は、後に企業

⁵⁵ 土屋 [1957] 5 頁によれば、当該雑誌の刊行趣旨は、銀行知識の啓蒙であったとされている。こうした見解に基づけば、この当時における当局の公式見解を示す文献と解して差し支えないであろう。

⁵⁶ 大蔵省銀行課 [1877] 9 頁。

⁵⁷ 大蔵省銀行課 [1877] 9 頁。

⁵⁸ 岡田 [1935] 311 頁。なお、吉田 [1910] は、米国における最初の本格的な会計のテキストとされる Hatfield [1909] を基礎としたものとされている。

⁵⁹ 吉田 [1910] 89 頁。

⁶⁰ 吉田 [1910] 89 頁。

会計でも採用されているほか、後述する変遷を経て、法人税法でも採用されることとなる。

また、商法でも、いわゆる評価性引当金に類する概念が、遅くとも 1926 年には存在していたようである。すなわち、当時、東京帝国大学教授であった田中耕太郎は、まず、「準備金」を、「資本の欠損の填補を計る」ないし「会社財産の基礎を固くする」といった「特定の目的の為に積立てらるるもの」と解したうえで⁶¹、準備金の性質を有しないものとして「似而非準備金」という概念を示している⁶²。そして、似而非準備金とは、「貸方に減価せる財産の原価又は回収の困難なる貸金の総額を掲げたるに対し、会社財産の真価を示す目的を以て借方に掲ぐる減価又は回収不能の額」のことであり、「滞貸準備金」等が該当するとしている⁶³。

（２）貸倒準備金の創設

法人課税の嚆矢は、1899（明治 32）年の所得税法改正による第 1 種所得（法人所得）の創設であるが、法人税法において引当金が創設されたのは、シャープ勧告を受けた 1950（昭和 25）年税制改正である。当該改正では、法人税法施行規則（現在でいう政令）において、のちに貸倒引当金に改称される貸倒準備金（14 条ないし 14 条の 5）と、のちに特別修繕引当金に改称される船舶修繕引当金（15 条ないし 15 条の 6）が創設された。船舶修繕引当金は、当時の引当經理の慣行を尊重したものと考えられている一方⁶⁴、貸倒準備金は、シャープ勧告を尊重する形で設けられた引当金と解されている⁶⁵。

シャープ勧告が貸倒準備金の創設を認めるべきとした背景には、「貸倒準備金の設定は、何時の年度に不良貸出が価値のないものとして償却されるのが妥当であるかという点に関し納税者と税務官吏の間に紛争が起きることを除去する手段としてある程度認められている」との理解があったようである⁶⁶。また、当該紛争除去機能の有用性を踏まえてか、シャープ勧告は、貸倒準備金の創設を強く要求していた金融機関のみならず、「命令で定める制限内で、あらゆる種類の

⁶¹ 田中耕太郎 [1926] 380～381 頁。

⁶² 田中耕太郎 [1926] 385 頁。

⁶³ 田中耕太郎 [1926] 385 頁。なお、当時の貸借対照表は、現行のそれとは異なり、借方と貸方が反対になっている。すなわち、当時は、借方に「負債・資本」、貸方に「資産」が計上される仕組みとなっていることから、「貸金の総額」が貸方に計上されている。なお、「減価又は回収不能の額」に係る見積方法こそ示されていないが、ここで示された似而非準備金は、現代の企業会計という評価性引当金に近似する概念だと考えられる。

⁶⁴ 成道 [2015] 235 頁。

⁶⁵ 大島・市丸・武田 [1996] 91 頁 [市丸執筆担当]、成道 [2015] 235 頁。

⁶⁶ シャープ使節団 [1949] 2 編 7 章 G。

事業に関して、貸倒準備金を認めること」を検討すべきとした⁶⁷。

シャープ勧告を受けて制定された法人税法施行規則 14 条は、「青色申告書を提出する法人が、各事業年度においてその有する売掛金、貸付金、前貸金その他これらに準ずる債権（当該法人が当該債権に係る債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられないものを除く。以下貸金という。）の貸倒に因る損失の補てんに充てるため、当該事業年度終了の日における貸金の帳簿価額の合計額の 1,000 分の 3 に相当する金額〔中略〕と当該事業年度の所得金額の 100 分の 20 に相当する金額とのいずれか低い方の金額以下の金額を貸倒準備金勘定に繰り入れた場合においては、当該繰入金額は、当該繰入をなした事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する」と規定している（1 項）⁶⁸。また、「法人が前項の規定により貸倒準備金勘定に繰入をなした場合において、当該法人の前事業年度以前の事業年度において貸倒準備金勘定に繰り入れた金額があり、且つ、当該事業年度終了の日におけるその貸倒準備金勘定の金額〔中略〕と当該事業年度において貸倒準備金勘定に繰り入れた金額との合計金額が当該事業年度終了の日における貸金の帳簿価額の合計額の 100 分の 2 に相当する金額をこえるときは、そのこえる金額に相当する繰入金額については、前項の規定は、これを適用しない」（2 項）と規定している。このように、法人税法施行規則 14 条は、1 項で各事業年度における貸倒準備金の繰入限度額を定め、2 項で貸倒準備金の累積限度額を定める建付けとなっている。

当時、大蔵省主税局長であった平田敬一郎は、貸倒れの判断について、「その区分が相当困難であるため、法人の見解と税務署の見解とが食い違うことが実際問題としてしばしば起り得るのである。〔中略〕かくては、納税者、税務官庁とも取扱上非常に困難を来すことになるので、この際税法上貸倒れ準備金の制度を創設し、それによってこの種の実務的な問題を解決する一助とした。もちろん、貸倒れ準備金の制度は、このような目的のためにのみ認められたのではなくして、〔中略〕経済界の不況その他の理由によって相当多くの貸倒れ金を生ずるおそれがあるという場合において、数事業年度を通じて生ずべき貸倒れ金の平均額をもとにして、貸倒れ金の比較的少ない事業年度において、あらかじめ準備金として積み立て、貸倒れ金の多い事業年度における欠損の補てんに充てることにより、法人の経理を合理化し妥当ならしめることを目的とするものである」との見解を示している⁶⁹。

また、当時、大蔵省の法人税法改正担当事務官であった市丸吉左衛（エ）門は、

⁶⁷ シャープ使節団 [1949] 2 編 7 章 G。

⁶⁸ 銀行等については、経過措置的に、貸金の帳簿価額の合計額の 1,000 分の 6 および所得金額の 100 分の 30 が繰入限度額となっている。

⁶⁹ 平田 [1950] 335～336 頁。

「今まで法人税法においては、不確実な損失を各事業年度の損失として計上することを大体において拒否していた。〔中略〕しかし、売掛金、貸付金というようなものは、不況の時に一時的に貸倒を生ずるを常とするので、これをその際の一時の損とすることは、会社の経理上からいっても安定を欠くのみならず、また税収を得ることから考えても各年の税収に波動を生じて面白くないので、シャープ勧告の精神を尊重して、税法上〔中略〕貸倒準備金の制度を認めることとした」との見解を示している⁷⁰。

さらに、東京国税局も、「改正税法において損金計上を認められた貸倒準備金は、〔中略〕債権が 100%完全に回収されることは商取引上普通に考えられないという一般的前提から出発して」おり、「従来の税法では、未確定損失の引当勘定を損失に認めると、これによって不当な純利益の調節操作がなされるのを恐れ、すべて会社計算を否認し、益金に加算する取扱がなされていたのを、シャープ勧告の精神を採り入れて、一般企業会計原則に近接させ、一時に発生する偶発多額の損失を平均化することにより会社の経理を安定させるのに役立たせ、徴税上も、急激な変化なく平均した徴税がなされるようにした」との見解を示している⁷¹。なお、市丸および東京国税局のいう「シャープ勧告の精神」とは、貸倒れという、不確実あるいは未確定な損失をめぐる納税者と税務当局との間での紛争を除去することを企図して、貸倒準備金を認める点を指すと思われる。

ところで、貸倒準備金は、青色申告書を提出する法人（以下、「青色申告法人」という。）に限って認められた制度であり、貸倒準備金の損金算入は、青色申告制度の特典であると一般に解されている⁷²。青色申告制度とは、シャープ勧告によって創設され、1947（昭和 22）年から全面的に開始された申告納税の促進を企図したものである。具体的には、一定の帳簿書類を備え付け、それを基礎として申告を行う納税者に対して種々の特典を与えるものである⁷³。例えば、貸倒準備金を損金算入するためには繰入限度額の計算が必要となるが、「売掛金等の一定割合又は所得額の一定割合を基準として」計算するため、「帳簿がしっかりしていないとその計算ができ」ず、貸倒準備金の損金算入という特典を享受するこ

⁷⁰ 市丸 [1950a] 27 頁。

⁷¹ 東京国税局 [1951] 125～126 頁。

⁷² 例えば、田中勝次郎 [1951] 241 頁や、国税庁法人税課課長補佐であった松井 [1954] 265 頁、国税庁法人税課長であった志場 [1958] 176 頁（肩書きはいずれも当時）。なお、いわゆる白色申告法人においても、貸倒予想損失は当然にその年度の損金として算入されるべきという立場からも、青色申告法人が享受する貸倒準備金のメリットを「いわば形式的な基準—貸金の帳簿価額の合計額とか所得金額あるいは自己資本の金額という—によって比較的容易に算定されうる限度額内であれば、個々の債権について貸倒の予測をなすことなく任意に貸倒準備金勘定を決定することができる」点に認め、「納税者は税務官庁との間に貸倒予想額をめぐる無用の争いをくりかえすこと」防げるとする見解もある（清永 [1960] 54 頁）。

⁷³ 金子 [2021] 60 頁。

とができなくなる⁷⁴。当時は、こうした仕組みが、納税者が適切な記帳や申告を行う誘因になると考えられていたようである。なお、申告納税制度が始まって間もない頃は、帳簿書類を備え付け、取引を記帳するという慣習がなかったことから⁷⁵、青色申告制度は、「税務の執行を適格ならしめるための最も大きな改正」と評価されている⁷⁶。

(3) 税法と企業会計原則との調整に関する意見書

法人税法における貸倒準備金の創設に先立つ 1949（昭和 24）年、企業会計原則が公表された。企業会計原則は、当時著しく不統一であり、企業の財政状態や経営成績を正確に把握することが困難な状況にあった本邦企業会計制度の改善統一を企図して設定された原則である（企業会計原則の設定について、目的）。

企業会計原則では、引当金という用語自体を定義せずに、個別の引当金の分類や説明を試みている。このうち貸倒引当金については、「受取手形及び売掛金に対する貸倒引当金は、控除の形式でこれを」計上し（貸借対照表原則 4 (1) A）、「売掛金及び受取手形の価額は債権額から正常の貸倒見積高を控除した金額」としている（貸借対照表原則 5C）。ここでいう「正常の貸倒見積高」とは、売掛金および受取手形の「回収可能価値を適正に示」すために控除すべき適正な貸倒見積高であり⁷⁷、「実際に貸倒になると予測されるすべての額」と解されている⁷⁸。ただし、当該原則は、「正常の貸倒見積高」の算定方法を示していない。

企業会計と法人税法とではその目的を異にするため、両者の間にはいくつかの差異が存在する。こうした差異の存在を踏まえて、企業会計基準審議会は、1952（昭和 27）年に「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」を公表している。当該意見書はさまざまな論点に言及しており、法人税法における貸倒準備金と企業会計原則における貸倒引当金の差異についても、大別すれば 2 点言及している。

1 点目は、射程とする債権の差異である。法人税法では長期債権についても貸倒準備金を設定可能としている一方、企業会計原則では「正常の営業循環内における売上収益の実現」との関連性から、貸倒引当金を設定する債権を短期債権に限定している。こうした差異について、当該意見書は、長期債権については「貸倒が現実発生したときをもって、貸倒金として損金に算入すれば足りるので

⁷⁴ 市丸 [1950b] 221 頁。

⁷⁵ 当時の状況については、シャウプ使節団 [1949] 4 編附録 D、E 節 2a や、国税庁三十年史編集委員会 [1979] 62 頁等を参照。

⁷⁶ 平田 [1950] 38 頁。

⁷⁷ 黒澤編 [1959] 494 頁。

⁷⁸ 木村重義・寫村 [1965] 378 頁。

ある」から、法人税法においても、貸倒準備金を設定できる債権から長期債権を除外すべきとしている⁷⁹。

2点目は、繰入額の算定方法および会計処理の差異である。法人税法では、期末債権残高に対して一定比率を乗じた金額と、毎期の所得額に対して一定比率を乗じた金額とのいずれか低い金額を繰入額とし、繰入限度額まで每期累積的に繰り入れる方法を採用している。他方、企業会計では、前期繰越引当金の戻入額と新規引当金の繰入額をそれぞれ計算し、每期洗い替える方法を採用している。当該意見書は、法人税法における繰入額の算定方法と会計処理では、貸倒準備金の会計的性質が不明瞭となることから、所得に対して一定比率を乗じる算定方法を廃止することや、各期において非累積的な方法による引当額の計上を認めることが望ましいとしている⁸⁰。

（４）各種引当金・準備金の創設と拡充

1950（昭和25）年に貸倒準備金および船舶修繕引当金が創設されたのち、1950年代前半には、資本蓄積の促進や産業基盤の育成を企図して、計7つの引当金と準備金（退職給与引当金、価格変動準備金、濁水準備金、違約損失補償準備金、輸出契約取消準備金、異常危険準備金、輸出損失準備金）が新たに創設され、順次拡充された⁸¹。こうした背景には、経済政策的な配慮があったと思われる。すなわち、大蔵省主税局長であった泉美之松によれば、この当時、朝鮮特需による好況を背景に法人税率の引上げが断行されたものの、戦後復興期にあった本邦企業は当該引上げに耐えられない可能性があったとの配慮から、これらの租税特別措置が設けられたようである⁸²。

この時期の貸倒準備金の改正動向を確認すると、まず1952（昭和27）年税制改正において、累積限度額と各事業年度の繰入限度額の拡充がなされた一方、繰入限度額については業種間で差が設けられた⁸³。翌1953（昭和28）年税制改正では、繰入限度額の更なる拡充がなされたほか⁸⁴、1954（昭和29）年税制改正で

⁷⁹ 企業会計基準審議会〔1952〕各論1の6。

⁸⁰ 企業会計基準審議会〔1952〕各論1の6。

⁸¹ 大蔵省財政史室〔1997〕104～107頁参照。

⁸² 泉・吉國・高木〔1977〕20頁〔泉発言〕参照。大蔵大臣であった池田勇人が税収確保を企図して法人税率引上げを断行した一方、主税局長であった平田は、当時の日本経済では当該引上げに耐えられない可能性があるため、納税者の実質負担が増加しないよう租税特別措置を講じたとしている（肩書きはいずれも1950年代当時）。

⁸³ 1950年の創設時における繰入限度額は、業種を問わず、当該事業年度終了の日における貸金の帳簿価額の合計額の1,000分の3に相当する金額とされていた。これが1952年改正により、卸売および小売業は1,000分の10、金融および保険業ならびに製造業は1,000分の7、その他は1,000分の5に拡充された。また、累積限度額は100分の2から100分の3に拡充された。

⁸⁴ 卸売および小売業の繰入限度額は、帳簿価額の合計額の1,000分の20、金融および保険業な

は、中小法人への貸金に対する繰入限度額に係る拡充措置（時限措置）が設けられた。

こうした拡充の背景には、創設当初の貸倒準備金の繰入限度額では損金算入額が不合理との考えが、税務当局内にあったようである。例えば、当時、国税庁法人税課長であった明里長太郎は、「貸倒準備金制度は、準備金勘定に繰入れる額があまりにも少額であって、実情に即しない感がないではない」との認識を示したうえで、もし貸倒準備金制度を改正できるならば、「貸付金・売掛金等の期末在高を基礎として繰入金額を計算しないで、企業の種類、規模の大小、又は製造、販売、更に卸売、小売等に区分し、その企業の実情より見て債権発生後一定期間経過するものなお回収し得ないものについては、これを損金として貸倒準備金勘定に」繰り入れる方法も合理的との見解を示している⁸⁵。

他方で、こうした準備金や引当金制度の拡張に対する慎重論もみられる。例えば、1953年の税制調査会では、「特定の事業に対してのみ特典を与えることとなるような特例の措置を講ずることは、業種間ないし法人間の負担の均衡を失すおそれがあるのみならず、負担状況を不明確にすることとなるので、各種の準備金等の制度の拡張については」、慎重な考慮が必要との指摘がなされている⁸⁶。

（5）検討

以上を踏まえて、1950年代前半における貸倒準備金の性質を検討する。

まず、貸倒準備金が創設された時点において、企業会計や商法では、「貸金の将来に於て生ずべき貸倒予想額⁸⁷」や「減価又は回収不能の額⁸⁸」を示すことを目的とした、いわゆる評価性引当金に類似する取扱いや概念が存在していたことが確認されている。こうした概念の存在を踏まえると、貸倒準備金を、評価性引当金に類似する制度として創設することも考えられそうである。

この点、貸倒準備金は、青色申告法人に対してのみ適用される制度として創設され、具体的な貸倒損失の予想等によらず、法定繰入率という画一的な基準によって損金算入限度額を算定していた。このような算定方法は、貸倒れの少ない事業年度において、あらかじめ準備金として積み立てることで、事業年度間での欠損の補填を企図したものと解されている⁸⁹。また、この間、貸倒準備金の繰入限度額は1950年代前半に拡充の一途をたどっているほか、算定方法の変更も行わ

らびに製造業のそれは1,000分の10、その他のそれは1,000分の7へと拡充された。

⁸⁵ 明里 [1951] 90頁。

⁸⁶ 税制調査会 [1953] 87頁。

⁸⁷ 吉田 [1910] 89頁。

⁸⁸ 田中耕太郎 [1926] 385頁。

⁸⁹ 平田 [1950] 335～336頁。

れていない。こうした点を踏まえると、「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」で示された、貸倒準備金を企業会計における貸倒引当金と同様の取扱いとすべきとの見解は、当時の税制改正には反映されていないと考えられる。

こうした特徴を踏まえると、貸倒準備金は、いわゆる評価性引当金に類似する取扱いや概念に立脚したものではなく、申告納税を促進するために設けられた、青色申告制度に係る特典の1つと解するのが妥当とも思われる。

もっとも、特典の付与の仕方はなにも貸倒準備金に限られないなかで、あえて貸倒準備金が創設されたという点を重視するならば、貸倒準備金には、青色申告制度の単なる一特典にとどまらない目的があったと解する余地がある。実際、シャープ勧告は、公平の観点から租税特別措置を原則廃止するなど、租税特別措置に対して極めて厳しい態度を取っていたと考えられているが⁹⁰、貸倒準備金はシャープ勧告を通じて創設された制度であり、「最も古い租税特別措置の1つ」とする見解もある⁹¹。

仮に貸倒準備金が広義の租税特別措置であるとするならば、当該措置によって実現したい目的は何だったのだろうか。この点、当該制度の創設過程や関係者の見解を踏まえると、貸倒準備金には2つの目的があったと考えられる。1つは、狭義の租税特別措置、租税政策としての紛争除去である。貸倒準備金の創設当時は、申告納税制度の黎明期かつ戦後復興期という不安定な時期であり、貸倒れの判定をめぐる紛争は、納税者および税務当局の双方にとって大きな負担となっていたと考えられる。しかし、法定繰入率という形式的かつ画一的な基準を設けることによって、個々の債権に係る貸倒見積高の算定や評価という困難な作業を両者とも回避することができ、結果として、両者の間で生じうる紛争の除去に寄与したと考えられる。

いま1つは、経済政策および租税政策としての企業の内部留保充実である⁹²。当時の法人税法改正に携わった大蔵省の平田および市丸、そして徴税事務を担う東京国税局の見解を勘案すると、貸倒準備金は、経済政策の観点では企業経営の安定を通じた企業倒産の抑制に、租税政策の観点では税収の平準化にそれぞれ寄与しうる点を意識した制度と評価できる。すなわち、納税者の立場からすれ

⁹⁰ 金子 [2021] 60 頁。なお、金子 [2021] 60 頁には、「シャープ勧告は、租税特別措置を、公平の原則に反するものとして、きびしく排撃した。その結果、大部分の特別措置は廃止されることとなり、重要な特別措置ないし特別措置的要素をもつ制度で存続することとされたのは、重要物産製造業免税、貸倒準備金、船舶修繕引当金など若干のものに過ぎない」との記述がある。

⁹¹ 石 [2008] 262～263 頁、泉・吉國・高木 [1977] 21 頁 [泉発言]。

⁹² 大日方 [2023a] 193 頁は、「政府は、〔中略〕当初から利益留保の性格をもつ利益平準化手段として想定していた」と述べている。

ば、貸倒準備金による課税繰延べは、企業の内部留保充実の手段として重要であり、税務当局の立場からすれば、内部留保充実を通じた安定的な企業活動、ひいては当該活動によってもたらされる安定的な税収は、戦後復興にとって不可欠だったと考えられよう。以上を踏まえると、法人税法における貸倒引当金の嚆矢である貸倒準備金は、いわゆる評価性引当金に類似する制度としてではなく、紛争除去と企業の内部留保充実を企図した租税特別措置として創設されたと解するのが妥当と考えられる。

なお、この間の税制改正において、単に各事業年度における貸倒準備金の繰入限度額が拡充されただけでなく、法定繰入率に業種間で差を設けたことは注目に値する。なぜならば、当該改正が、業種別の貸倒れの実情に近づけることを目的としていたようにも思われる一方、特定の業種に対する優遇を強化することを目的としていたとの解釈も可能だからである。筆者の力不足により、いずれの解釈が妥当と結論づけることはしないが、以下、若干の検討を試みたい。

まず、1953年の税制調査会の答申を確認したところ、特定の業種に対する優遇措置を検討した形跡はなく、むしろ「特定の事業に対してのみ特典を与えることとなるような特例の措置を講ずることは、業種間ないし法人間の負担の権衡を失するおそれがある」との見解が示されている⁹³。こうした見解に基づけば、法定繰入率に係る業種間の差は、業種間の負担あるいは恩恵の均衡に対する考慮であり、各業種の法定繰入率を各業種の貸倒実績に近づけようとする改正であったと評価する余地もある。

他方、1953年税制改正における法定繰入率は、卸売および小売業が最も大きく、次いで金融および保険業ならびに製造業、最後にその他業種と続いていた⁹⁴。ここで示されている業種については、当時、以下のような特徴がみられたと考えられる。すなわち、卸売および小売業は、一般に財務基盤が弱いとされる中小法人の割合が大きく⁹⁵、就業者数も相応に多かったと考えられる⁹⁶。金融および保険業は、日本経済の復興を金融面からサポートしていたと考えられるほか⁹⁷、製

⁹³ 税制調査会 [1953] 87 頁。

⁹⁴ 前掲注 83 参照。

⁹⁵ 総務庁「統計調査」によれば、1954（昭和 29）年の「卸売・小売業、飲食店」の中小事業所数（1,597,172 所）は、全事業所数（1,604,504 所）の 99.5%を占めている（総務庁「統計調査」の原文に接することはできなかったことから、ここでの各計数は、通商産業省通商産業政策史編纂委員会 [1992] 221 頁から引用している）。なお、データの制約上、「飲食店」を含む計数となっている点は割り引いてみる必要がある。

⁹⁶ 総務省統計局「労働力調査」を確認すると、データの制約上「金融保険、不動産」の就業者数を含む計数となるが、「卸売小売」の就業者数は、1951 年から 1955 年までの平均で 16.6%であり、「農林水産業」（41.2%）、「製造業」（18.1%）に次いで 3 番目に多い（「その他」を除く）。

⁹⁷ 大蔵省財政史室 [1991] 3～27 頁参照 [堀内昭義執筆担当]、日本銀行百年史編纂委員会 [1985] 382 頁参照。

造業は、こうした金融面のサポートを背景に朝鮮特需の受け皿として、雇用を含む日本経済の復興を牽引していたと考えられる⁹⁸。

当時の税制改正においては、「日本経済の復興にとってきわめて重要な役割を果たすようなところは、税率が引き上げられてもあまり税負担が増えないように」するとの方針があったとも推察される⁹⁹。ここでいう「きわめて重要な役割を果たすようなところ」がどの業種を指すかは明らかでないが、前述の、卸売および小売業、金融および保険業、製造業がそれに該当する可能性は相応にあると思われる。こうした理解に基づけば、法定繰入率に係る業種間の格差は、「きわめて重要な役割を果たすような」業種に対する追加的な内部留保充実を企図したものであり、内部留保充実という経済政策目的（政策税制）の色彩を強める改正と評価する余地もある。

4. 法人税法における貸倒引当金の見直し

本節では、高度経済成長期である 1950 年代中盤から 1970 年頃までの期間における法人税法上の貸倒準備金（貸倒引当金）の変遷を整理し、経済の正常化ないし高成長を背景に、貸倒準備金（貸倒引当金）の利益留保性が、評価性引当金への純化ではなく、税制簡素化と税負担の公平の観点から縮減されていったことを明らかにする。具体的には、まず、1955（昭和 30）年の臨時税制調査会で示された租税特別措置の縮減方針を確認する。次に、法人税法における貸倒準備金（貸倒引当金）が、企業会計の要請に応じて、一見、評価性引当金に近づくようにみえる議論が行われ、制度改正が進められていったことを確認する。最後に、そうした改正を経た貸倒準備金（貸倒引当金）の性質について検討する。

（1）租税特別措置の見直しの始まり

1955（昭和 30）年の臨時税制調査会では、「現存する税制上の各種の特別措置は、それぞれ政策的効果をねらって設けられたものであるが、経済の正常化に伴い、漸次これを整理し、税制の簡素化と負担の均衡化に資すべきであり、「したがって、昭和 31 年度税制改正においては、新規特別措置の追加ないし既存の特別措置の拡充は行わないことはもちろん、著しい負担の不均衡をもたらしていると考えられるものについては再検討すべきである」との指摘がなされている¹⁰⁰。ここでいう「特別措置」の対象は明示されていないが、翌 1956（昭和 31）年の臨時税制調査会において、「租税上の特別措置の整理」の対象として「貸倒準備金」、「価格変動準備金」および「その他の準備金及び引当金」が示されてい

⁹⁸ 日本銀行百年史編纂委員会 [1985] 382 頁参照。

⁹⁹ 泉・吉國・高木 [1977] 22 頁 [泉発言]。

¹⁰⁰ 臨時税制調査会 [1955] 3 頁。

ることから、各種引当金や準備金が「特別措置」に内包されていると考えられる。

1955年の臨時税制調査会以降の税制調査会では、租税特別措置の見直しが毎回のよう論点として取り上げられ、そして実際に、貸倒準備金を含む各種引当金や準備金の繰入率引下げ等の税制改正が実施されている。

(2) 評価性引当金への見直しに向けた議論の始まり

企業会計における引当金は、適正な期間損益の算定を目的に設定される項目であるが¹⁰¹、1954(昭和29)年に企業会計原則注解が公表されたことによって、引当金を評価勘定に属するもの(評価性引当金)と負債的性質をもつもの(負債性引当金)とに区別することとなった¹⁰²。評価性引当金は、資産価額の変化を表示するために当該資産に対する控除勘定として設定される引当金であり、貸倒引当金や減価償却引当金がこれに該当すると解されている¹⁰³。

企業会計原則注解が公表されて以降、法人税法における貸倒準備金も企業会計原則注解という評価性引当金に該当するとして、見直しに向けた議論が進められていく。例えば、1956(昭和31)年8月の臨時税制調査会直接税分科会において、当時、全国銀行協会連合会(以下、「全銀協」という。)常務理事であった水田直昌は、「貸倒準備金の性格は、評価性引当金であることに各方面の意見が一致している」との認識を前提に、貸倒準備金は「評価性引当金であるから(貸金)残高を基準としなければなら」ず、また、「所得基準が適用される年度は〔中略〕一般的に不況期で貸倒の危険はむしろ濃化していることから」所得基準は廃止すべきであるとの見解を示している¹⁰⁴。

当該分科会での議論を踏まえてか、大蔵省主税局は、1956年9月、貸倒準備金について検討すべき論点を提示している。具体的には、現行の貸倒準備金を、「企業会計上損金算入(ママ)を当然とされる債権の評価勘定とみるか又は政策的配慮も加えて将来の貸倒損失に備えさせている準備金とみる」のか、「現行制度から政策的優遇措置と認められる部分を除いて評価勘定という性格をもつ『貸倒引当金』制度に改正すべきである」のか、あるいは「貸倒準備金制度は、将来の不況時において発生するかもしれない異常な貸倒損失に備えるものである」と考えるのかといった論点である¹⁰⁵。

これらの論点を踏まえた1956年の臨時税制調査会の最終答申では、貸倒準備

¹⁰¹ 例えば、林[1950]49～57頁、黒澤[1951]363～366頁を参照。

¹⁰² 同年には、企業会計原則自体の改訂も実施されたが、貸倒引当金に係る部分については細かな字句の修正にとどまったため、本稿では割愛する。

¹⁰³ 例えば、佐藤孝一[1958]335頁、黒澤編[1959]499頁。

¹⁰⁴ 水田[1956]107～109頁。

¹⁰⁵ 大蔵省主税局[1956]14頁。

金を評価性引当金に純化すべきとの方向性を示している。すなわち、当該調査会では、現行の貸倒準備金の性格は必ずしも明確ではないとしつつも、「貸倒準備金は債権の評価性引当金であるというのが、企業会計上の通説」であるから、貸倒準備金「を純粋な評価性引当金として再構成」できる繰入限度額の算定方法として、「過去の平均貸倒率をとる」方法や金融機関が貸付先に対して付した格付けを用いる方法を検討した¹⁰⁶。もともと、時間の制約により、「税制上の貸倒準備金制度を純粋の評価性引当金とするための完全な技術的方法を発見できなかった」ことから、「さしあたりの措置として、現行制度の基本的構造を維持しつつも」他の引当金および準備金と同様、毎期の繰入限度額を引き下げるべきと結論づけた¹⁰⁷。そのうえで、当該調査会は、現行制度が抱えるさまざまな「欠陥を排除し、制度の内容を評価性引当金の実態に近づけるように、今後研究が続けられることを希望する」との意見を示している¹⁰⁸。

こうした答申を受けて、1957（昭和 32）年税制改正では、租税特別措置の整理合理化の一環として¹⁰⁹、貸倒準備金の繰入限度額が縮小されたものの¹¹⁰、臨時税制調査会で取り上げられた評価性引当金への抜本的な見直しには至らなかった。この点、当時、国税庁直税部法人税課課長補佐であった市丸は、貸倒準備金は、「評価性の引当金に徹することが理論的である」としつつも、「評価性引当金に徹底することには技術的に問題がある」と述べている¹¹¹。

（3）累積方式と洗替方式の併存

貸倒準備金の評価性引当金への純化に係る議論は、1961（昭和 36）年度税制改正によって一部進捗した。これに先立つ 1960（昭和 35）年の税制調査会では、評価性引当金とも評される貸倒準備金の実情を把握すべく、期末貸金残高に対する実際の貸倒準備金繰入額の割合（繰入率）と貸金残高に対する業種別の法定繰入率（貸金基準）との大小関係や、繰入率と期末貸金残高に対する実際の貸倒額の割合（貸倒率）との大小関係を整理している（**図表 1**）¹¹²。

¹⁰⁶ 臨時税制調査会 [1956] 95 頁。

¹⁰⁷ 臨時税制調査会 [1956] 95～96 頁。

¹⁰⁸ 臨時税制調査会 [1956] 96 頁。

¹⁰⁹ 大蔵省財政史室 [1990] 217 頁 [石執筆担当]。

¹¹⁰ 貸倒準備の繰入限度額は、貸金の帳簿価額の合計額の、卸売および小売業は 1,000 分の 15、金融および保険業ならびに製造業は 1,000 分の 7、その他は 1,000 分の 5 へと縮小された。

¹¹¹ 市丸 [1957] 237 頁。

¹¹² 詳細は、税制調査会 [1960] 答申別冊 285～287 頁参照。ただし、調査対象の会社数が僅少であるため、分析結果およびその評価については、幅を持ってみる必要がある。

図表 1 業種別の貸倒準備金繰入率、貸倒率および貸金基準

区分 (調査会社数)		1958 年上期		1958 年下期		1959 年上期		1959 年下期		貸金 基準
		繰入率	貸倒率	繰入率	貸倒率	繰入率	貸倒率	繰入率	貸倒率	
金融機関(4)		3.84	1.24	4.46	0.64	2.62	0.60	3.28	0.60	7.00
大 法 人	製造(14)	6.26	1.44	6.88	1.84	6.70	0.72	7.00	1.48	7.00
	卸小売 商社(4)	3.74	4.46	4.68	7.10	3.46	8.06	3.58	3.66	15.00
	卸小売 商社以外(3)	14.98	0.18	15.00	0.26	14.98	2.30	14.98	19.10	15.00
	その他(3)	5.00	3.64	4.06	0.28	4.48	1.68	3.90	2.24	5.00
中 小 法 人	製造(5)	—	—	7.00	5.52	—	—	6.93	6.06	7.00
	卸小売(10)	—	—	13.44	11.01	—	—	12.91	5.78	15.00
	その他(3)	—	—	5.00	0.00	—	—	5.00	0.00	5.00

備考：繰入率、貸倒率および末残基準は、期末貸金残高に対する千分比。半期ベースの計数は、年率換算で表示。

資料：税制調査会 [1960] 答申別冊 286～287 頁をもとに筆者作成。

図表 1 のうち、繰入率と貸金基準との関係を見ると、企業規模にかかわらず、製造、卸小売（商社以外）およびその他では、繰入率が貸金基準に近似した水準となっている。他方、金融機関および商社では、繰入率が貸金基準を下回っている。これは、金融機関および商社が、貸金基準ではなく所得基準に基づいて貸倒準備金を計上していることを示しており、所得基準が「金融機関については貸金基準による繰入額の約 50%程度を、商社については、さらにそれ以上の制限をしている結果を示している」¹¹³。また、繰入率と貸倒率との関係を見ると、金融機関や製造（大法人）、中小法人では、繰入率が貸倒率を上回っている一方、商社では繰入率が貸倒率を下回っている。これは、金融機関や製造（大法人）、中小法人の計上する貸倒準備金には、利益留保的な性質を有する部分が存在すること示している。

税制調査会は、こうした結果等を踏まえて、貸倒準備金の繰入金額の算定に係る所得基準については、「本来貸倒れは所得の多寡によって発生する性質のものとも考えられない」ことから、当該基準を撤廃することが適当であるとしている¹¹⁴。それと同時に、貸倒準備金の取扱いについても以下の修正を提言している。すなわち、「現行の貸倒準備金は、必ずしも経常的貸倒れに備えるばかりではなく、将来の偶発的貸倒れに備える部分が現実の効果のうちに含まれている」との認識のもと、貸倒準備金を経常的貸倒れと将来の偶発的貸倒れとに区分したうえで、前者については、現行制度の「利益留保たる性格」を弱める観点から前期の繰入額を翌期の益金に算入する洗替方式とし、後者については、将来の偶発的貸倒れに備えるという現行制度をある程度尊重したうえで累積方式による積立

¹¹³ 税制調査会 [1960] 第一次答申 16 頁。

¹¹⁴ 税制調査会 [1960] 答申別冊 287 頁。

てを認めるべきとしている¹¹⁵。このように洗替方式と累積方式を併存させることで、法人税法における貸倒準備金の性質を、適正な期間損益の算定を目的とした経常的貸倒れに対応する貸倒準備金と、企業経理の安定化を目的とした偶発的貸倒れに備える貸倒準備金とに区分しようとしたわけである。

このような結論に至るまでの経緯を確認すると、税制調査会では、経常的貸倒れに備える部分の繰入限度額の算定方法について、法定繰入率に代わって「過去の貸倒れの実績率を個々の企業ごとに採用する方法」を検討していたようである¹¹⁶。もっとも、当該方法では、「記帳の不十分な企業等」と税務当局との間で紛争が生じやすく、「わが国の税務執行に不向きのように見える」ことから導入を見送ったようである¹¹⁷。こうした経緯もあり、税制調査会は、「若干画一的ではあっても現行の業種別の繰入率制度は次善の策」であったと評価している¹¹⁸。

こうした税制調査会での検討を踏まえて、1961年度税制改正では、青色申告法人が計上する「貸倒準備金の性格を経常貸倒準備金と将来の偶発的貸倒れに備える準備金とに区分して、前者については洗い替える方式、後者については累積方式による積立てを認め、両者と通ずる毎期の積立率の合計は、各業種を通じて現行通りとし、その積立率のうち年、1,000分の2を累積率部分、その他の部分を洗い替え部分」へと改正した¹¹⁹。また、「貸倒準備金における多年の懸案¹²⁰」とされた所得基準はこのとき廃止された。

（４）洗替方式への一本化

1964（昭和39）年度税制改正に先立つ1963（昭和38）年の税制調査会は、貸倒準備金を論点に含む2本の答申を公表した。そこでは、現行の貸倒準備金は、「評価性引当金としての性格と租税特別措置の一種としての偶発的損失に備えるための利益留保準備金としての性格との両面をもつものであるが、この点に由来する制度の複雑さ及び制度の目的のあいまいさが指摘されているとともに、租税特別措置に属する部分については、既にこれを存置する政策目的が明らかでなくなっているのではないかという問題がある」と指摘している¹²¹。そして、「制度を簡素化し、その性格を評価性引当金として純化するために、各期全額洗

¹¹⁵ 税制調査会〔1960〕答申別冊288頁。

¹¹⁶ 税制調査会〔1960〕答申別冊287頁。

¹¹⁷ 税制調査会〔1960〕答申別冊287頁。

¹¹⁸ 税制調査会〔1960〕答申別冊287頁。

¹¹⁹ 武田昌輔〔1961〕127頁。例えば、貸倒準備金繰入率限度が期末貸金残高の1,000分の7である金融業および製造業については、経常的な貸倒れに対する部分は1,000分5、将来の将来の偶発的な貸倒れに備える部分は1,000分の2と区分される（塩崎〔1961b〕146頁）。

¹²⁰ 塩崎〔1961a〕8頁。

¹²¹ 税制調査会〔1963b〕答申別冊72頁。

い替えの準備金とする方向でその整備を図るものとする。なお、その整備に際しては、名称を貸倒引当金に改めることが適当である」と提言している¹²²。当該提言を踏まえて、1964年度税制改正では、貸倒準備金について、累積方式による積立てを廃止し、すべて洗替方式へと改正した。なお、繰入限度額については、引き続き、業種別の法定繰入率によって計算することとされたが、繰入率は引き上げられた¹²³。

当該改正について、当時、大蔵省主税局長であった泉美之松は、「企業会計原則の考え方及び商法改正の関係からして、貸倒準備金等については、これを貸倒引当金という評価性の引当金制度に改める」ことを企図したものと述べている¹²⁴。また、当時、主税局税制一課であった西原宏一は、「従前の制度は、評価性引当金としての性格と租税特別措置の一種としての偶発的損失に備えるための利益留保準備金としての性格との両面をもつものと考えられるが、〔中略〕その性格を評価性引当金として純化するため、これを每期全額洗い替え方式に改めたほか¹²⁵、法定繰入率については「貸倒準備金を評価性引当金として純化したことその他最近における企業の各業種の貸倒の実態及び貸金の伸長状況等を総合勘案して」引き上げたと述べている¹²⁶。

翌1965（昭和40）年度の法人税法全面改正では、「貸倒準備金」が「貸倒引当金」へと改称された。また、貸倒引当金制度の主たる部分が法人税法本法に規定され、業種別の繰入限度額は、法人税法施行令に規定されるという建てつけとなった。なお、当該全面改正において、貸倒引当金制度の内容面に係る見直しは行われていない。

1965年度税制改正において興味深い点は、1964年12月に税制調査会が公表した1965年度税制改正に関する答申別冊中の表（第25表租税特別措置及びその減収額一覧（昭和39年度平年度ベース試算））にある¹²⁷。当該表は、租税特別措置法、所得税法、法人税法において規定されている租税特別措置をまとめて示したものであるが、ここには、従前は記載されていた貸倒準備金が記載されていない¹²⁸。こうした変化は、貸倒準備金の計上方法が洗替方式に一本化されたこと

¹²² 税制調査会〔1963a〕40～41頁。

¹²³ 卸売業および小売業は1,000分の15から20に、製造業は1,000分の7から15に、割賦販売小売業は1,000分の15から25に、金融保険業は1,000分の7から15に、その他の事業は1,000分の5から12に引上げ。

¹²⁴ 泉〔1964〕92頁。

¹²⁵ 西原〔1964〕87頁。

¹²⁶ 西原〔1964〕88頁。

¹²⁷ 税制調査会〔1964〕答申別冊54～55頁。

¹²⁸ 例えば、税制調査会〔1960〕答申別冊282～383頁の「第98表 租税特別措置による非課税準備金、引当金等の推移」には貸倒準備金が記載されている。

で、貸倒準備金が租税特別措置ではなくなったという税制調査会の評価を示すものであろう。実際、当時、大蔵省主税局長であった吉國二郎は、衆議院大蔵委員会での質疑において、貸倒準備金を「貸倒引当金にいたしましてからは、毎年洗いかえる制度にいたしましたので、これは特別措置的な色彩がなくなりました」と発言している¹²⁹。

なお、1966（昭和 41）年度税制改正では、中小法人の貸倒引当金繰入限度額の特例が、租税特別措置法において創設された¹³⁰。当該改正に先立つ 1965 年の税制調査会では、「中小企業の体質を強化することが特に必要であるという見地から、中小企業の不況に対する抵抗力の強化と、その内部留保の充実に資するための減税の 1 つの方法として」、貸倒引当金の繰入限度額引上げを検討すべきとしている。そして、当該限度額の引上げは、「この趣旨に最も即応しかつ中小企業が利用し易い制度」であり、「中小企業にとって普遍的でかつ減税効果の大きい」、「合理的かつ効果的」なものであるとの評価を示している¹³¹。

このほか、1968（昭和 43）年度税制改正では、貸倒引当金をはじめとする引当金を損金算入するに際して、「青色申告書を提出する」という要件（青色申告要件）が廃止された。この改正の背景には、1967（昭和 42）年の税制調査会において検討された「申告要件及び申告手続等の簡略化」があり、「課税上の特例の適用上必要とされている申告要件及び青色申告要件については、申告納税制度の本旨にかえりみて弊害の生じない限度においてこれを緩和する方向を推進」したいとの思惑があったと考えられる¹³²。

（5）検討

以上を踏まえて、本節で確認した期間における貸倒準備金および改正後の貸倒引当金（以下、区別せずに「貸倒引当金」という。）の性質を検討する。

まず、1954（昭和 29）年の企業会計原則注解において、資産価額の変化を示すための項目として評価性引当金という概念が明示された。企業会計における貸倒引当金は、一般に評価性引当金と解されており、こうした解釈と平仄を合わせることを企図して、法人税法における貸倒引当金も「純粋な評価性引当金として再構成」することが展望されたと説明されている¹³³。すなわち、税制調査会は、

¹²⁹ 大蔵委員会議録第 18 号 1968 年 4 月 2 日 31 頁〔吉國（二）政府委員発言〕。

¹³⁰ 青色申告書を提出する中小法人は、法人税法 52 条 1 項および法人税法施行令 97 条に基づき計算した貸倒引当金繰入限度額の 100 分の 120 に相当する金額を損金算入できる（租税特別措置法 57 条の 7）。

¹³¹ 税制調査会〔1965〕答申別冊 144～145 頁。

¹³² 税制調査会〔1967〕第二次答申 15～16 頁。

¹³³ 臨時税制調査会〔1956〕95 頁。

法人税法における貸倒引当金を、租税特別措置という別段の定め第3分類から、企業会計（正確には公正処理基準）と整合的な別段の定め第1分類または第2分類へと、その性質の変更を試みたようにみえる。

たしかに、1961（昭和36）年度税制改正では所得基準を廃止し、1964（昭和39）年度税制改正では、偶発的な損失に備える累積方式による積立てを廃止したうえで、経常的な貸倒れに対応するための洗替方式へと一本化した。洗替方式への一本化は、貸倒引当金の利益留保性の縮減に寄与する。また、1968（昭和43）年度税制改正では、貸倒引当金の損金算入に係る青色申告要件を廃止したことから、青色申告者に対する特典という性質も喪失した。こうした変化に照らせば、貸倒引当金の性質が、その創設当初から変化したと解する余地もある。

もっとも、これらの制度面の変化だけをもって、法人税法における貸倒引当金の性質が租税特別措置から評価性引当金に変化したと解するのはやや早計だと思われる。なぜならば、3節でも確認したとおり、法人税法における貸倒引当金は、これまで評価性引当金に類似の性質をもたせる機会があったなかで、あえて紛争除去および内部留保の充実を目的とする租税特別措置として創設された制度である以上、これを評価性引当金に純化すべき必然性はないはずだからである。

実際、この間に確認された評価性引当金に関する議論では、企業側と税制調査会側でそれぞれ異なるスタンスが表れているように思われる。例えば、臨時税制調査会直接税分科会において全銀協理事の水田は「貸倒準備金の性格は、評価性引当金であることに各方面の意見が一致している」との認識のもとで所得基準の廃止を提言したが¹³⁴、評価性引当金への純化を図るのであれば、貸倒実績率を相応に上回っていた法定繰入率の引下げについても、あわせて提言するべきであったろう。このような一貫性のなさを踏まえると、水田の提言は、評価性引当金への純化ではなく、損金算入可能額の増加を企図したものと解すべきであろう。

他方、この間の貸倒引当金に係る改正の主たる目的は、経済の正常化ないし高成長を背景とした税制の簡素化および負担の公平化であったと考えられる¹³⁵。こうした目的に照らせば、貸倒引当金の税法上「の性格は必ずしも明確ではないが、〔中略〕債権の評価性引当金であるというのが企業会計上の通説のようである」から、企業会計にあわせて「純粋な評価性引当金として再構成」すべきとして、差し当たり毎期の繰入限度額を引き下げるべきとの結論に至ったのも合点がいく¹³⁶。つまり、従前、貸倒引当金の制度設計について、評価性引当金に類似

¹³⁴ 水田 [1956] 107～109 頁。

¹³⁵ 臨時税制調査会 [1955] 3 頁。

¹³⁶ 臨時税制調査会 [1956] 95～96 頁。

の概念や「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」を勘案しなかったにもかかわらず、税負担の公平化、換言すれば、利益留保性の縮減（課税ベースの拡大）を図るうえで、建前として評価性引当金という概念を持ち出すことが合理的だったのだろう。この点、評価性引当金の観点から批判のあった所得基準の廃止が1961（昭和36）年度税制改正まで遅れたことは、貸倒引当金に係る制度改正の主たる目的が、評価性引当金への純化ではなく、利益留保性の縮減（課税ベースの拡大）であったことの証左だと思われる。

以上の企業と税制調査会双方の見解を踏まえると、評価性引当金という性質は、それぞれが志向する制度を実現するための建前として持ち出されているに過ぎないようにも思われる。

次に、貸倒引当金の実態を確認するが、紛争除去および企業の内部留保充実を機能させるうえで重要な要素といえる、法定繰入率が存続している。洗替方式への一本化は税制の簡素化および利益留保性の縮減に寄与するとはいえ、具体的な繰入限度額は引き続き業種別の法定繰入率に基づいていることから、法定繰入率と実際の貸倒実績との間に乖離がある場合には、この乖離部分については利益留保性を帯びると考えるべきである。この点、学説においても、「実際の貸倒れの率と法定の繰入率が大きく乖離しており、そこに課税の不公平が生じているからこそ繰入率の引下げが問題となる」との指摘がなされている¹³⁷。こうした認識のもとで、1963（昭和38）年の税制調査会答申による、業種別、企業規模別の貸倒実績等に係るサンプル調査の結果を確認すると¹³⁸、いずれの業種、企業規模においても、法定繰入率が実際の貸倒率を上回っている（図表2）。そして、法定繰入率と実際の貸倒率との間には、相応の乖離が生じており、このことは、当該乖離部分に利益留保性が生じていることを示している。この点、税制調査会は、1956（昭和31）年の臨時税制調査会においても法定繰入率と貸倒率の乖離を確認したが、両者の乖離は、相応に大きい状況が継続している。こうした事実を踏まえると、税務当局は、法定繰入率の引下げ等の対応を取ってはいるものの、当該乖離により利益留保性が生じることを容認しているようにもみえる。

また、1963（昭和38）年の税制調査会答申では、法人税の負担の軽減を大きな論点の1つとしているが、そのなかで「開放経済への移行に対処して、企業基

¹³⁷ 新井・首藤 [1979] 21頁。なお、新井・首藤 [1979] は、後述する1979（昭和54）年度税制改正に係るものであり、洗替方式が定着した時期の論考である。したがって、後講釈ではあるが、法定繰入率と貸倒率との乖離は、洗替方式導入後においても、法人税法における貸倒引当金の性質を検討する際の論点であったと考えられる。実際、例えば、税制調査会 [1981] 4頁は、「貸倒引当金の法定繰入率については、現行の法定繰入率がなお平均貸倒実績率と相当かい離していると認められることから、さらにその適正化を図るべき」と指摘している。

¹³⁸ 税制調査会 [1963b] 答申別冊73頁。ただし、調査対象が僅少であるため、分析結果およびその評価については、幅を持ってみる必要がある。

盤を強固にし、国際競争力を強化するため、企業の内部留保充実を図ることがさしあたって必要であると認められ、この見地から、企業の税負担の軽減についても相当の配慮を加えることが適当」としている¹³⁹。洗替方式への一本化と同時に行われた法定繰入率の引上げは、まさしく「企業の内部留保充実」を企図したもののといえるだろう。

これらを踏まえると、洗替方式へ一本化されたことだけをもって、法人税法における貸倒引当金が評価性引当金に純化されたとは評価し難いであろう。

図表 2 業種別、企業規模別の貸倒率および法定繰入率

区分		1959年5月～1960年4月		1961年		法定繰入率
		企業数	貸倒率	企業数	貸倒率	
大法人	卸小売	17	6.6	19	6.1	15.0
	製造	106	2.6	109	1.7	7.0
	金融保険	11	0.7	12	0.4	7.0
	その他	30	4.1	33	2.5	5.0
中小法人	卸小売	—	—	22	5.2	15.0
	製造	—	—	67	0.9	7.0
	その他	—	—	27	1.6	5.0

備考：1961年については、大法人（資本1億円以上の法人）が1961（昭和36）年5月から1962（昭和37）年4月、中小法人（日本橋税務署および麹町税務署管内の中小法人）が1961年1月から同年12月までの間に終了した事業年度が対象。貸倒率は、期首の貸金（A）に対する当期の貸倒額（B）の占める割合（ B/A ）を算出。貸倒率はおよび法定繰入率は千分比。

資料：税制調査会 [1963b] 73頁をもとに筆者作成。

以上をまとめると、本節で確認した期間における貸倒引当金は、経済の正常化ないし高成長を背景とした税制の簡素化および負担の公平化を目的とした洗替方式への一本化により、利益留保性が縮減された。しかし、当該縮減は評価性引当金に純化することを企図したものではないと考えられることから、引き続き、紛争除去および企業の内部留保充実という性質を有した租税特別措置と解するのが妥当と考えられる。

5. 課税ベースの拡大と税率の引下げを企図した税制改革

本節では、1970年代から1998年までの期間における法人税法上の貸倒引当金の変遷を整理する。そのなかで、貸倒引当金は、「課税ベースの拡大と税率の引下げ」という観点から利益留保性は縮減されたが、主として金融機関の財務健全性等に対する配慮の結果、制度としては存続したことを明らかにする。具体的には、まず、金融機関が計上する貸倒引当金を例に、1970年頃における貸倒引当金が引き続き利益留保性を帯びていたことを確認する。次に、貸倒引当金の繰入

¹³⁹ 税制調査会 [1963b] 答申別冊 41頁。

額の算定に当たって法定繰入率と貸倒実績率が併存する制度となるが、これは貸倒引当金の内部留保充実という性質を変質させるものではなかったことを確認する。その後、税法や企業会計の論理ではなく、「課税ベースの拡大と税率の引下げ」という観点から貸倒実績率への一本化が実現し、貸倒引当金の利益留保性が縮減されたことを確認する。このとき、貸倒引当金は、利益留保性の縮減にとどまらず、廃止となっても不思議ではなかったとも考えられるが、金融経済情勢の著変等を考慮した結果として、制度としては存続したものと思われる。最後に、こうした改正を経た貸倒引当金の性質について検討する。

(1) 金融機関における貸倒引当金繰入額と貸倒損失額の乖離

1971（昭和46）年8月の税制調査会では、引当金制度全般に係る検討が行われた。そこでは、「引当金は、企業会計上一般に公正妥当な経理として計上することが慣行として認められて」いるところ、法人税法における引当金は、こうした「企業会計における引当金を前提としつつも」、「これを無制限、無条件に認めることは課税の公平をそこなうおそれがあるばかりでなく、税務執行上の問題もあることにかんがみ、個別的にその内容を十分検討のうえ法制化する」との見解が示されている¹⁴⁰。そして、税制調査会は、当時の法人税法において認められていた6種類の引当金¹⁴¹のうち、貸倒引当金以外の5種類の引当金については現行制度のまま維持することが適当とする一方、貸倒引当金については、業種別の法定繰入率の適切性を検討する必要性がある旨指摘している¹⁴²。

そこで、当時の税制調査会における貸倒引当金に係る検討内容を確認すると、まず、「貸倒引当金については、企業の営む主たる事業の区分に応じて、一律の繰入限度額を設けているが、一部の事業については、実際における貸倒損失発生額と乖離しており、その引当ては、いわば単に利益の留保に過ぎないとの批判」について検証している¹⁴³。具体的には、「法人の貸倒引当金残額の50%弱を占めている金融機関」の業態別の貸倒率（滞貸金償却等／貸出金）と法定繰入率（1,000分の5）の関係等を整理し、実際の貸倒率（例えば、都市銀行で1,000分の0.2～0.3、最も貸倒率の高い信用金庫でも1,000分の0.6～0.9）が、法定繰入率と比べて非常に低いことを明らかにしている¹⁴⁴。税制調査会は、当該結果について、「き

¹⁴⁰ 税制調査会〔1971〕答申別冊162頁。

¹⁴¹ 貸倒引当金、退職給与引当金、賞与引当金、返品調整引当金、特別修繕引当金、および製品保証等引当金。

¹⁴² 税制調査会〔1971〕答申別冊163～165頁参照。なお、製品保証等引当金については、検討の内容自体が示されていない。

¹⁴³ 税制調査会〔1971〕答申別冊163頁。

¹⁴⁴ 税制調査会〔1971〕答申別冊164頁参照。分析対象は都市銀行、信託銀行、長期信用銀行、地方銀行、相互銀行および信用金庫の貸出金残高や滞貸償却額等で、分析期間は1967年度上

わめて長期間のうちに偶発的に生ずる性格の貸倒れを考慮するとしても、その繰入額には相当の懸隔があるものと判断される。したがって、このように法令で概算繰入率を定める引当金制度については、常にその引当金の設定目的とする損失（又は収益の控除）の額の発生状況等を十分には握し、その繰入限度額が実績に即した適正なものであるかどうかを検討する必要」があるとの見解を示している¹⁴⁵。

なお、その後の税制調査会では、各種引当金は、課税所得の計算方法を合理的なものとするために設けられた制度であり、当該制度自体を政策税制や企業に対する優遇措置と解することは適当ではないが、その繰入率等については実態に即して見直しを行っていく必要があるといった見解が示されている¹⁴⁶。

（２）貸倒実績率の導入

1979（昭和 54）年度税制改正では、法人税法における貸倒引当金の繰入限度額の計算について、業種別の法定繰入率の引下げが行われたことに加えて¹⁴⁷、法定繰入率に代えて過年 3 年間の貸倒実績率により繰入限度額を計算することができることとなった（法人税法施行令 97 条 2 項）。注目すべき点としては、貸倒引当金の繰入限度額の計算の際に、法定繰入率と貸倒実績率のいずれの計算方法を用いるかについて、個々の法人は、毎事業年度の終了時点で任意に選択できる（必ずしも同じ方法を継続適用する必要はない）とした点である¹⁴⁸。

当該改正について、当時、大蔵省主税局長であった高橋元は、「現実の個々の企業体にとっての貸し倒れの発生率よりも繰入率が小さくなるということもあり得ようかということで、実績率を採用してもよろしいという選択を認めた」と述べている¹⁴⁹。この発言からは、当時、業種によっては法定繰入率では十分とはいえないとの認識があったことがうかがわれる。もっとも、法定繰入率と貸倒実績率を任意に選択可能としたことからすると、かねてあった「利益の留保」ではないかとの批判や、1978（昭和 53）年 12 月の税制調査会による、「いわゆる租税特別措置ではないが、貸倒引当金について、その繰入れ状況に顧み、繰入率を引き下げる等の制度の合理化を図るべき¹⁵⁰」との指摘が、直接的に当該改正につ

期からの 7 半期。

¹⁴⁵ 税制調査会 [1971] 答申別冊 163 頁。

¹⁴⁶ 例えば、税制調査会 [1975, 1977]。なお、1980 年代前半には「費用収益対応の考え方に基づく課税所得の計算」を強調する例が散見される（税制調査会 [1980, 1982, 1983, 1984, 1985]）。

¹⁴⁷ 卸売業および小売業は 1,000 分の 20 から 16 に、製造業は 1,000 分の 15 から 12 に、割賦販売小売業は 1,000 分の 25 から 20 に、その他の事業は 1,000 分の 12 から 10 に引下げ。

¹⁴⁸ 大山 [1997] 590 頁。

¹⁴⁹ 大蔵委員会議録 11 号 1990 年 3 月 7 日 16 頁 [高橋（元）政府委員発言]。

¹⁵⁰ 税制調査会 [1978] 7 頁。

なかつたかといえるかは必ずしも明らかではない。

貸倒実績率に基づく計算方法は、過去 3 年間の貸倒実績率に基づいて貸倒引当金の繰入限度額を算定するものであり、米国で既に採用されていた方法に倣ったものと考えられている¹⁵¹。本邦における貸倒実績率の導入に関する議論は、1956（昭和 31）年の臨時税制調査会で検討された「個々の企業の過去の平均貸倒率をとる」方法に端を発したと思われる¹⁵²。当時は、検討に係る時間の制約から¹⁵³、その後の 1960（昭和 35）年の税制調査会では、記帳の不十分な納税者と税務当局との間の紛争を防止する観点から¹⁵⁴、それぞれ導入が見送られてきたようである。こうした理由にかんがみると、本邦企業の事務水準は、十分に適切な記帳および申告を期待できるレベルに達したと考えると差し支えないだろう。

なお、前述の高橋によれば、1979 年度税制改正が行われた当時、法人税法における貸倒引当金の繰入限度額の計算はもとより、企業会計における貸倒引当金の見積り方法としても、貸倒実績率を用いる会計慣行は存在していなかったようである¹⁵⁵。そして、そうした会計慣行は、その後もしばらくは定着しなかったようである。というのも、個々の法人がどのような会計実務を行っているかを調査した文献で、1984（昭和 59）年 3 月期決算における上場企業の貸倒引当金の計上基準をみると、会社基準（ママ）ではなく税法基準に基づいて引当金を計上している企業が 80%（355 社）に上り、そのうちの大半の先（244 社）では法定繰入率と貸倒実績率のどちらを採用しているかが不明であったが、これらを除けば、99%（110 社）の先が法定繰入率を採用していることが確認された¹⁵⁶。個々の法人が法定繰入率と貸倒実績率のどちらを採用するかは、当該法人の過去 3 年間の貸倒実績率に依存するが¹⁵⁷、当該調査結果からは、税法基準が企業会計に影響を及ぼす、いわゆる逆基準性が生じていた様子がうかがえる。当時は法定繰入率を用いる方が各法人にとって有利な局面であったことから、貸倒実績率を用いる会計慣行は根づいていなかったと評価できそうである。

（3）バブル・金融システムの不安定化・不良債権処理

本邦経済は、1986 年頃からいわゆるバブル景気に突入した¹⁵⁸。バブルの発生

¹⁵¹ 金子 [2021] 427 頁。

¹⁵² 臨時税制調査会 [1956] 95 頁。

¹⁵³ 臨時税制調査会 [1956] 95 頁。

¹⁵⁴ 税制調査会 [1960] 答申別冊 287 頁。

¹⁵⁵ 大蔵委員会議録 11 号 1980 年 3 月 7 日 16 頁 [高橋（元）政府委員発言]。

¹⁵⁶ 武田隆二編著 [1984] 992～993 頁。一般的な計上基準とされる総額評価法を採用する企業を対象に算出。

¹⁵⁷ 繰入限度額が高くなる計算方法を選択するほうが合理的と考えられる。

¹⁵⁸ バブルの定義は論者によって異なるが、翁・白川・白塚 [2000] 263～269 頁によれば、一般

と拡大は、さまざまな要因が複合的に重なり合うことによってもたらされたと考えられている。それらの要因のうち、本稿の検討対象である貸倒引当金に関連するものとしては、「金融機関行動の積極化」や「金融機関のリスク管理の遅れ」が挙げられる¹⁵⁹。実際、当時の金融機関は、「大企業の銀行離れ」を背景に、不動産を担保とした中小企業向け貸出しや不動産関連貸出しを拡大させており¹⁶⁰、こうした貸出しの拡大に当たっては、「不動産担保さえ確保すれば、貸し倒れ損失は最小限に抑えられる」という通念のもと、貸出先の業績ではなく、不動産の担保価値に注目した審査が行われていたとの指摘がある¹⁶¹。

1991年にバブルが崩壊すると、短期的な在庫循環と設備投資循環を背景に、経済成長率、鉱工業生産、企業収益のいずれも大きく落ち込んだ¹⁶²。その後、本邦経済は1993年10月を底に緩やかに回復し、消費が97年央にはもち直すなど、景気は緩やかな回復を続けていたとされている¹⁶³。もっとも、この間の金融機関の状況をみると、バブル崩壊後の不動産価格下落等に伴う不良債権の発生を背景に、多くの金融機関が経営に窮することとなった。実際、1994年の東京協和信用組合と安全信用組合の経営破綻を契機に、複数の地域金融機関が経営破綻したほか¹⁶⁴、1995年には住宅専門金融会社（以下、「住専」という。）に対する公的資金（6,580億円）の投入が発表された。なお、多額の不良債権、ひいては金融機関の破綻が生じた要因としては、金融機関や監督当局がバブル崩壊による不動産価格下落を一時的なものと考え、「経済が回復するまで待ちさえすれば、地価も回復して不良債権の大半は回収できると判断」し、不良債権償却を先延ばしにしていたとの指摘がある¹⁶⁵。

1997年11月以降、持ち直しの動きをみせていた本邦経済は急速に悪化した。悪化の要因としては、金融システム不安定化の影響が大きかったと考えられて

に、①不動産価格や株価といった資産価格の上昇、②企業部門における設備投資需要や家計部門における住宅投資需要等にみられる経済活動の過熱、③当該需要等に対応したマネーサプライと信用の膨張という3つの現象によって特徴づけられると考えられている。

¹⁵⁹ 翁・白川・白塚 [2000] 277 頁。

¹⁶⁰ 翁・白川・白塚 [2000] 281 頁。

¹⁶¹ 深尾 [2009] 158 頁。

¹⁶² 小峰・岡田 [2009] 391~393 頁。

¹⁶³ 中里 透 [2009] 119 頁参照。

¹⁶⁴ 吉見 [1998] 109 頁。

¹⁶⁵ 深尾 [2009] 159 頁参照。なお、大蔵省は、1992年8月に「バブル経済の崩壊が金融機関に与えた影響はきわめて大きく、[中略] 相当の調整期間を要することは事実である。しかしながら、今日のわが国金融システムを取り巻く基礎的諸条件は、[中略] かつてと比較にならないほど強固なものとなっている。したがって、金融システムが機能障害を生じ、これによって国民経済に過重な負担を余儀なくされるようなことはない」と確信している（財務省財務総合政策研究所財政史室 [2019] 854 頁）。

いる¹⁶⁶。実際、複数の金融機関が同年 11 月に相次いで経営破綻したことを背景に¹⁶⁷、銀行等において融資枠の縮小や融資条件の厳格化を伴う信用収縮（クレジット・クランチ）が生じたほか¹⁶⁸、不良債権の発生やその処理に伴う銀行等のバランスシート毀損に起因した貸出しの減少（キャピタル・クランチ）が生じたと考えられている。政府では、1996 年後半以降、財政構造改革に向けた取組みを踏まえて緊縮的な財政運営へと方向転換が図られてきたが、1997 年 12 月には事実上の政策転換が図られたとされている¹⁶⁹。

不良債権処理をめぐっては、当時の会計慣行あるいは法人税法が負の影響を及ぼしていた可能性がある。すなわち、事業会社よりも高度な信用リスク管理が求められる銀行においても、「いわゆる税務基準に則り、税務上損金算入が認められる限度で企業会計上も引当・償却をするという処理が伝統的に行われていた」ようである¹⁷⁰。そして、「バブル崩壊後の不良資産問題の経験に鑑みて、信用リスク管理体制を如何にして高度化していくかが、改めてわが国金融機関の当面の大きな関心事項の 1 つ」となった¹⁷¹。この結果、金融機関が保有する資産に対する自己査定および外部機関による監査を前提とする早期是正措置（1998 年 4 月）や、金融監督庁（金融庁）の「検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置づけられる」金融検査マニュアル（1999 年 4 月）が通達として作成・公表されることとなった¹⁷²。

（４）「法人課税小委員会報告」における引当金制度全般の見直しに係る議論

やや時を遡るが、1996（平成 8）年 11 月、税制調査会が、「課税ベースの問題を中心に専門的・技術的な検討」をした結果をとりまとめた報告として、「法人課税小委員会報告」を公表した¹⁷³。当該報告は、経済の国際化が進展するなか、「法人課税についても、我が国産業の国際競争力が維持され、企業活力が十分に発揮できるよう、産業・企業間に中立的で経済活動に対する歪みをできる限り与えないような方向で、本格的な見直しを行う必要が」あり、「基本的には、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという方向で検討することが適当である」

¹⁶⁶ 中里 透 [2009] 128 頁。

¹⁶⁷ 例えば、準大手証券会社の三洋証券、都市銀行の北海道拓殖銀行、大手証券会社の山一證券等が経営破綻に至った。

¹⁶⁸ 深尾 [2009] 164 頁参照。

¹⁶⁹ 中里 透 [2009] 119 頁。

¹⁷⁰ 中里 透 [2009] 128 頁。

¹⁷¹ 日本銀行 [2002] 83 頁

¹⁷² 金融検査マニュアル検討会 [1999] 第 1 部Ⅲ(1)。

¹⁷³ 税制調査会 [1996] はじめに。

との税制調査会による累次の指摘¹⁷⁴を踏まえたものである。

小委員会は、まず、「法人税法においては、現在、貸倒引当金、賞与引当金、退職給与引当金、製品保証等引当金、返品調整引当金及び特別修繕引当金の6つの引当金があり、「これらは、企業経理に相当の影響がある費用の引当て、即ち重要性の高い引当金であるとして、認められているものである」としている¹⁷⁵。そして、「これらの引当金は、企業会計の費用収益対応の考え方にに基づき、法人税の課税所得を合理的に計算するために設けられているものであり、「制度自体を政策税制と考えることは適当でないが、『課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる』との観点を踏まえ、あらためてその基本的あり方を検討」している¹⁷⁶。

検討に当たって、小委員会は、「引当金は、具体的に債務が確定していない費用又は損失の見積りであり、「常にその見積りが適正なものであるかどうかの問題となる」ことから、「公平性、明確性という課税上の要請からは、そうした不確実な費用又は損失の見積り計上は極力抑制すべきである」として¹⁷⁷、「廃止を含め抜本的な見直しを行うことが適当」との見解を示している¹⁷⁸。こうした方針のもと、当該委員会は、賞与引当金および製品保証等引当金の廃止を筆頭に、各種引当金について、さまざまな見直しを提言している¹⁷⁹。

このうち、「貸倒引当金については、引当金の中でも最も不確実性の高い損失を見込むものであり、業種別の「法定率については、実務上簡便である反面、実績率と法定率のいずれか高い率により引当金の繰入れができることから、企業によっては、適正な見込額を超え、過大な引当金の繰入れが行われているおそれがある」との見解を示している。そのうえで、「貸倒引当金については、不確実な損失の見積りを極力排除し恒常的に発生する損失を見込むためのものとする考え方に立って、法定率制度を廃止し、実績率のみとする方向で検討することが適当であり、その場合には、現行の実績率の算定方法についても、同様の考え方に立って所要の見直しを行う必要がある」と提言している¹⁸⁰。

(5) 各種引当金の縮小・廃止と貸倒実績率への一本化

1998（平成10）年度税制改正では、前述の「法人課税小委員会報告」や、1997（平成9）年の税制調査会による課税ベースの見直しおよび税率の引下げに關す

¹⁷⁴ 例えば、税制調査会〔1995〕6頁。なお、税制調査会において、課税ベースの拡大と税率の引下げの併用を初めて明言したのは、筆者が確認した限り、税制調査会〔1986〕64～65頁。

¹⁷⁵ 税制調査会〔1996〕39～40頁。

¹⁷⁶ 税制調査会〔1996〕40頁。

¹⁷⁷ 税制調査会〔1996〕40頁。

¹⁷⁸ 税制調査会〔1996〕41頁。

¹⁷⁹ 税制調査会〔1996〕43～45頁、48～49頁。

¹⁸⁰ 税制調査会〔1996〕42頁。

る提言¹⁸¹を受けて、引当金制度に係る抜本的な見直しが行われている。具体的には、賞与引当金および製品保証等引当金が廃止されたほか、貸倒引当金における法定繰入率の廃止（貸倒実績率への一本化）、退職給与引当金における累積限度額の引下げ、さらには特別修繕引当金の特別修繕準備金への改称とその繰入額の縮減が挙げられる。

財務省主税局専門官の解説によれば、「今回の法人税改革は、企業活力と国際競争力を維持するため、主要先進国と比べて高い」とされる法人課税の表面税率を「引き下げるとともに、課税ベースについて国際的な潮流を踏まえて適正化を図るもの」としている¹⁸²。また、当時、主税局審議官であった尾原榮夫は、課税ベースの見直しについて、「今回の課税ベースの適正化は財源論のみの観点からなされたと思われがち」であるが、実際には税法の趣旨に則した改正であると説明している¹⁸³。すなわち、「これまでの法人税は、簡素化の見地から企業会計にできるだけ合わせたほうがよいということできていた」が、「税法から考えた場合の課税所得は、やはり税法からの要請、つまり公正・中立でなければならない」ものであり、「本当に企業会計の所得概念がこうした税の要請に合致したのかどうか、税から見て適正なものかを吟味してみる必要がある」としている¹⁸⁴。

当該改正において、貸倒引当金に係る見直し箇所は、大別すれば2点である。1点目は、「法人課税小委員報告」でも提言された、法定繰入率の廃止である。2点目は、従前、通達で定められていた債権償却特別勘定の法制化である。債権償却特別勘定制度とは、債権の「回収不能の判定をめぐる疑義を合理的・弾力的に解決する」ことを企図したもので¹⁸⁵、所轄税務署長の認定を要件に「貸倒れの特例として金銭債権の部分的な損金算入を認める」制度であり¹⁸⁶、当該改正によって法人税法における貸倒引当金制度のなかに組み込まれた。

これらの改正に伴い、貸倒引当金繰入限度額の計算は、過去3年間の貸倒実績率に基づいて一括して評価する債権（後の、「一括評価金銭債権」）と、期末金銭債権を個別に評価する債権を区別して計算する方式となった¹⁸⁷。

なお、1点目の貸倒引当金の法定繰入率の廃止について、財務省主税局専門官は、「法定繰入率は、実務上簡便である反面、実績率と法定率のいずれか高い率

181 税制調査会 [1997a] 14 頁、税制調査会 [1997b] 6 頁。

182 高岸 [1998] 26 頁。

183 尾原 [1998] 9 頁。

184 尾原 [1998] 9 頁。

185 染谷 [1996] 150 頁。

186 小林 [2014] 71 頁。

187 なお、本稿の主たる検討対象は一括評価金銭債権であり、本稿の主題（貸倒引当金が租税特別措置であるか否か）を検討するうえで個別に評価する債権について考える必要性は薄いことから、以降では言及しない。

による引当金の繰入れを容認するものであることから、企業によっては相当過大な引当金の繰入れが行われているおそれがあるとの認識を示したうえで、「貸倒引当金については、不確実な損失の見積りを極力排除し恒常的に発生する損失を見込むためのものとする考え方から、法定繰入率制度」を廃止したとしている¹⁸⁸。ただし、「中小企業の場合には、事業規模が小さい分だけ大企業に比べ貸倒れが平均的に発生しないとみられることや中小企業に対する政策的な配慮が必要であるとの考え方から、租税特別措置として、従来どおり、法定繰入率の適用が認められる」としている¹⁸⁹。また、前述の尾原は、貸倒引当金の見直しについて、貸倒実績率と比べて「法定率が高すぎるという問題があり」、「かねてから、税の面から見て適当な制度ではないのではないか、という問題意識を持っていた」と述べている¹⁹⁰。当該改正において「法定繰入率制度をなくして実績率に一本化」したのは、こうした問題意識に基づくものと思われる。

(6) 検討

以上を踏まえて、本節で確認した期間における貸倒引当金の性質を検討する。

イ. 1979年度税制改正

前述のとおり、1979（昭和54）年度税制改正によって法人は、各事業年度における貸倒引当金の損金算入限度額の算定に当たり、法定繰入率に基づく方法と貸倒実績率に基づく方法を、各事業年度が終了する時点で任意に選択できることとなった。ここで論点となるのは、貸倒実績率に基づく算定方法の導入によって、貸倒引当金の性質が変容したかである。この点、貸倒実績率の導入により、紛争除去という目的は役割を終え、利益留保性も幾分縮減されたが、引き続き内部留保充実という目的は不変であったと考えられる。

なぜならば、個々の法人は、各事業年度が終了する時点で、法定繰入率に基づく方法と貸倒実績率に基づく方法のうち、どちらか繰入限度額が高くなる方を選択し、当該繰入限度額の範囲内で、自らにとって最も合理的な金額を損金算入できるからである。この点、法定繰入率では引当が十分とはいえない法人にとっては、貸倒実績率の導入により、評価性引当金としての性質が強まったと解する余地もあるかもしれない。しかし、当時の金融機関や上場企業の実態を踏まえると、多くの法人は、法定繰入率に基づく算定方法を選択していたと考えられる。仮に貸倒引当金全体としての利益留保性を縮減させることで評価性引当金としての性質の強化を企図するならば、法定繰入率と貸倒実績率を任意に選択可能

¹⁸⁸ 高岸 [1998] 27頁。

¹⁸⁹ 高岸 [1998] 27頁。

¹⁹⁰ 尾原 [1998] 12頁。

とするのではなく、貸倒実績率に一本化すべきであろう。そうした点を踏まえると、貸倒引当金は引き続き利益留保性を内包しており、1979年度税制改正を経てもなお、企業の内部留保充実という目的は不変であったと解するのが妥当と考えられる。他方、法定繰入率に加えて、実務上導入が困難とされていた貸倒実績率という別のオプションが導入されたことを踏まえると、紛争除去という目的は役割を終えたと考えられる。

ロ. 1998年度税制改正：貸倒引当金制度は廃止されるべきだったか

次に、1998（平成10）年度税制改正によって、法人税法における貸倒引当金の性質が変容したかが論点となる。この点を明らかにするうえでは、当該改正の方針やバブル崩壊後に生じた金融システムの不安定化等を多角的に検討する必要がある。

まず、当該改正については、企業活力と国際競争力、そして税収を維持する観点から「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」点と、これまで「簡素化の見地から企業会計にできるだけ合わせ」てきた法人税法の課税所得を「税法の要請、つまり公正・中立」の観点から改めて見直すことを重視する点に¹⁹¹、従前の税制改正とのスタンスの違いが表れているように思われる¹⁹²。

実際、大蔵省は、これより前の1989（平成元）年の消費税導入をめぐる議論の際には、消費税の導入ではなく引当金の廃止によって税収を確保すべきとの批判に対して、「引当金は企業会計原則も認めている、会計上当然の制度である」として引当金廃止論を退けたとされているが¹⁹³、その一方で、当該改正では各種引当金の抜本的な見直しが実施されている。消費税の導入議論が行われた時期と当該改正の時期とで企業会計における引当金の位置づけは不変であったと考えられることから¹⁹⁴、引当金に対する税法（というよりは大蔵省）の認識が変容したとみるのが自然であろう。こうした理解を前提とすれば、当該改正における

¹⁹¹ 尾原 [1998] 9頁。

¹⁹² この点、品川 [1998] 6頁は、当該税制改正に先立つ法人課税小委員会の構成員に企業会計の関係者がほとんど見当たらないとして、「いわば最初から企業会計との調整を無視して新たな課税所得、いわゆる課税ベースの拡大を意図したと見受けられ」と指摘している。他方、小委員会は、「現行法人税が商法・企業会計原則における会計処理の保守主義や選択制を容認している結果、企業間の税負担の格差や課税所得計算の歪みももたらされていることも否定できない」との認識を示している（税制調査会 [1996] 24頁）。なお、小委員会報告について、大日方 [2023b] 311頁は、「法人税率を引き下げるための課税ベースの拡大は、税制当局が決定した政策であり、小委員会はその意向にそって口実を捻出したのだと予想される。そのため、学術的には首をかしげる記述も多い」と指摘している。また、同315頁では、法人税法の改正によって、企業会計、会社法会計、および法人税法会計による「トライアングル体制（同一規範の共有状態）は終焉した」と指摘している。

¹⁹³ 大島 [1998] 26頁。

¹⁹⁴ 大島 [1998] 26頁。

各種引当金の見直しは、企業会計との調和ではなく、課税ベースの拡大を企図したものと解するのが妥当と考えられる¹⁹⁵。4節で検討した期間は、評価性引当金を建前として用いていたが、当該改正では、そのような建前すら用いられなかったということである。

当該改正において興味深い点は、貸倒引当金が廃止ではなく、縮減（貸倒実績率に一本化）という形で存続した点である¹⁹⁶。というのも、当該改正に先立つ小委員会では、そもそも「引当金は具体的に債務が確定していない費用又は損失の見積りであることから、常にその見積りが適正なものであるかが問題となる。公平性、明確性という課税上の要請からは、そうした不確実な費用又は損失の見積り計上は極力抑制すべき」としたうえで¹⁹⁷、貸倒引当金について「引当金の中でも最も不確実性の高い損失を見込むものであるという問題がある」と評価していたからである¹⁹⁸。

また、経済学の見地からは、貸倒引当金の引当対象である貸付金銭債権には、理論上、借主の信用リスクを織り込んだ貸付利率が設定されていることから、そもそも貸倒引当金の損金算入を認める必要はないとの見解も有力に主張されている¹⁹⁹。当該見解は、本邦が貸倒実績率導入の手本とした米国において、奇しくも「課税ベースの拡大と税率の引下げ」を目的とした税制改正が行われた際に、貸倒引当金を損金不算入とする理由として示された見解である²⁰⁰。

これらを踏まえると、「最も不確実性の高い損失を見込む」貸倒引当金については、当該改正において全面的に廃止されたとしても不思議ではなかったようにも思える。それにもかかわらず、法人税法における貸倒引当金の損金算入が許容され続けている理由について、租税政策の観点からのみでは説明するのは困難と思われる。

ハ. 1998年度税制改正：法人税法において貸倒引当金が存続した理由

結論を先取りすれば、1998（平成10）年度税制改正を経て利益留保性が縮減してもなお、法人税法における貸倒引当金は、租税特別措置、具体的には法人の内部留保充実という観点から存続したと考えられる。

¹⁹⁵ 例えば、品川 [1998] 6頁、金子 [2021] 425頁、渡辺徹也 [2023] 103～104頁等を参照。

¹⁹⁶ 税制調査会 [1996] 42頁参照。

¹⁹⁷ 税制調査会 [1996] 40頁。

¹⁹⁸ 税制調査会 [1996] 42頁。

¹⁹⁹ 中里 実 [1998] 74～75頁、渡辺徹也 [2023] 104頁。

²⁰⁰ 中里 実 [1998] 72～76頁参照。なお、矢内 [2012] 69～70頁によれば、米国における1986年の税制改革法（Tax Reform Act of 1986）では、「税制の公平、簡素化、経済成長の観点から、租税優遇措置の廃止・縮小という課税ベースの拡大と共に、個人所得税及び法人税率が引き下げ」が実施されており、その一環として貸倒引当金が損金不算入とされている。

まず、重要な点として、当該改正が行われたのが平時ではなく、金融システムが不安定化した有事の時期であった点を指摘できる。実際、当時の税制調査会は、「平成10年度税制改正は、経済社会の構造改革、金融動向・経済情勢への対応及び財政構造改革という三つの要請に適切に対応していかなければならない」と述べている²⁰¹。また、政府・与党も、「我が国経済を早急に立て直し、再び活性化させるためには、経済停滞の根本原因の一つである金融機関等の不良債権問題について、その実態を明らかにするとともに〔中略〕資金の円滑な供給という金融本来の機能を回復させる必要がある」と述べている²⁰²。

バブル崩壊後に生じた金融システム不安定化の問題の1つに、金融仲介機能が十分に働かなくなることで、経済活動の回復を妨げるという点がある。例えば、経済学の観点からは、バブル崩壊以降、銀行の抱える不良債権の増加が経営再建の見込みが乏しい先に対する追い貸しを生じさせ、また、銀行の自己資本比率の低下が比較的健全な非上場企業に対する貸し渋りを生じさせたことが確認されている²⁰³。同様に、バブル崩壊以降にみられた銀行のバランスシート悪化が、大企業の設備投資を阻害していたことも確認されている²⁰⁴。

こうした当時の金融経済情勢を踏まえると、金融機関の財務健全化に資する何らかの政策的配慮が検討されても何ら不思議ではない。こうした理解に立てば、課税ベースの拡大と税率の引下げを実現しつつ、企業、とくに金融機関の内部留保を充実させる妥協策として、貸倒引当金を貸倒実績率に一本化することをもって制度自体を存続させたと考えることにも一定の合理性はあるだろう。実際、法人が計上する貸倒引当金額のうちの多くは金融機関によるものであるから²⁰⁵、必ずしも荒唐無稽な考えではなからう。

次に問題となるのは、法人税法における貸倒引当金の繰入限度額が貸倒実績率に一本化されたことについてどのように考えるかという点である。この点、評価性引当金や、費用収益対応の原則あるいは適正な期間損益の計算といった会計学的な観点からの批判がある。具体的な批判としては、「個別企業の貸倒実績にもとづいて引当金がいわば個別的に計上されなければならない²⁰⁶」とか、税法上の厳格な貸倒れの基準に基づく貸倒実績率と「貸倒引当金を設定する際の前

²⁰¹ 税制調査会〔1997b〕3頁。

²⁰² 政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会〔1998〕I.はじめに。

²⁰³ 福田・粕谷・中島〔2005〕。

²⁰⁴ 永幡・関根〔2002〕。

²⁰⁵ バブルが崩壊した1991（平成3）年度から当該改正のあった1998（平成10）年度までの期間における貸倒引当金の動向をみると、全業種「合計」の「貸倒引当金」の「金額」のうち、「金融保険業」の占める割合は概ね50%であった（国税庁「会社標本調査結果」）。なお、「金融保険業」は銀行以外の業種を含むが、ここでは区別していない。

²⁰⁶ 北野〔1980〕150頁。

提となる経済的意味での実績率とは自ずから異なっている²⁰⁷」といったものが挙げられる。

こうした批判があったなかで、企業会計との調和を意識した抜本的な改正ではなく、貸倒実績率への一本化、すなわち、貸倒実績率に比べて繰入率が高くなる傾向のあった法定繰入率を廃止したのは、当該改正の主たる目的が課税ベースの拡大にあったからであろう。こうした理解は、前述の尾原による、貸倒実績率と比べて「法定率が高すぎるという問題」があるとの指摘²⁰⁸とも整合的と思われる。

ここまでの検討を踏まえると、当該改正の主眼は、やはり「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことであって、企業会計との調和を意識したものではないといえそうである。そうだとすれば、法人税法における貸倒引当金は、企業会計に由来する「評価性引当金」という概念で論じるべきものではないのかもしれない。むしろ、法人税法における貸倒引当金は、バブル崩壊後の金融システム不安定化のもとで、企業、特に金融機関の内部留保充実を図ることも企図していたと解するほうが妥当のようにも思われる。

こうした理解に基づけば、法人税法における貸倒引当金は、課税ベース拡大を企図した貸倒実績率への一本化によって利益留保性が弱まったものの、主として金融機関の財務健全性等に配慮した結果として、引き続き法人の内部留保充実を企図した広義の租税特別措置として存続したと解するのが妥当と考えられる。

6. 政策税制への純化

本節では、2000年頃から2011（平成23）年12月の税制改正までの期間における税制改正や金融経済情勢の変化等を整理し、法人税法上の貸倒引当金制度全体としての利益留保性が適用法人の限定化により縮減したものの、その結果、政策税制へと変容したことを明らかにする。具体的には、まず、2002（平成14）年度税制改正において退職給与引当金が廃止された理由を確認する。当該理由を確認することは、法人税法における引当金の位置づけを把握するうえで有用と考えられるからである。次に、2000年代に発生した世界金融危機とそれに対する金融当局の反応、特に貸倒引当金に対する認識を確認する。その後、2011年の税制改正において貸倒引当金の適用法人が限定された理由を確認する。最後に、現行制度における貸倒引当金の性質を検討する。

²⁰⁷ 武田隆二 [1985] 6頁。

²⁰⁸ 尾原 [1998] 12頁。

（１）退職給与引当金の廃止

2001（平成13）年12月の税制調査会では、法人課税における「課税ベースの適正化」が論点の1つとなっている。当該調査会では、「企業間・産業間の税の中立性の確保及び経済の活性化などの観点から、『課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる』という法人税改革」の一環として、「平成10年度税制改正において、法人税の課税ベースの大幅な見直しと法人税の基本税率の引下げが行われた」としながらも、「平成11年度税制改正においては、景気情勢に配慮し、課税ベースの見直しが行われないまま税率の引下げが行われ、現在でもこの一方的な減税措置が継続している」との認識を示している²⁰⁹。そのうえで、「特に（引用者注：2002（平成14）年度税制改正での新設が予定されている）連結納税制度といった新しい制度の創設に当たっては、法人税制全体の見直しが不可欠であり、「引当金や法人間配当に関する取扱いなど平成10年度税制改正において残された課税ベースの見直しを進めていく必要がある」と指摘している²¹⁰。

こうした税制調査会の指摘を受けて、翌2002年7月の税制改正では、法人税における退職給与引当金が廃止された。当該廃止措置について、当時、財務省大臣官房審議官であった木村幸俊は、連結納税制度の導入に伴う「平年度ベースで8,000億円の減収に対する財源措置」として、過年度に実施できなかった課税ベースの拡大措置であった旨を述べており、そうした背景には、「できるだけ簡素で中立な税制という面から見ても、聖域なく見直していこう」との考えがあったようである²¹¹。

（２）金融経済情勢の変化

2000年代中盤になると、本邦「金融システムは、10年以上にわたって取り組んできた不良債権問題の解決によりやく目処をつけ、新しい局面」に進んだとされている²¹²。しかし、この時期、海外においては、2007年の米国サブプライム住宅ローン問題を契機にリーマン・ショックが発生し、それが欧州等にも波及したことで世界金融危機へと発展した。そして、世界金融危機は、グローバルに景気の悪化をもたらしただけでなく、企業会計における貸倒引当金のあり方にも疑問を投げかけた。

世界金融危機以降、金融機関の「大きすぎて潰せない（Too big, to fail : TBTF）

²⁰⁹ 税制調査会 [2001] 6頁。

²¹⁰ 税制調査会 [2001] 6頁。なお、税制調査会 [2001] では、個別具体的な引当金に係る検討は示されていない。

²¹¹ 木村幸俊 [2002] 7頁。

²¹² 日本銀行 [2005] 1頁。

問題」が国際的に最も重要な政策課題の1つとなった²¹³。TBTF問題とは、「巨大金融機関が無秩序に破綻すれば、各国の金融・経済システムに極めて深刻な悪影響が生じるおそれがある「ため、こうした金融機関を破綻させることができず、公的資金の注入によって救済せざるを得ない」という問題である²¹⁴。公的資金の注入による金融機関の救済は、「平時における金融機関の利益は、株主や経営者が享受する」ものの、金融機関の救済に要する負担は納税者が負うという不均衡から、「強い批判に晒されてきた」と解されている²¹⁵。世界金融危機の時期に連邦準備制度理事会（Federal Reserve Board：FRB）の議長であったバーナンキ（Ben S. Bernanke）は、「危機に1つ教訓があるとなれば、TBTF問題は解決されなければならないということだ」と述べている²¹⁶。

また、この時期、TBTF問題と同様に、貸倒引当金の「少なすぎ、遅すぎる（Too little, too late）問題」も大きな論点の1つとなった。これは、当時の貸倒引当金に係る会計処理として、「融資の回収不能が見込まれる客観的な事象が発生している場合にのみ損失を計上する『発生損失型』の枠組みを基本としていたが」、金融経済情勢が急速に悪化したような場合、当該枠組みでは、適時に適切な額（すなわち、「少なすぎ、遅すぎ」でない）貸倒引当金を計上することが困難という問題である²¹⁷。

「少なすぎ、遅すぎる問題」について、2009年、金融安定化フォーラム（Financial Stability Forum：FSF）²¹⁸は、「より早期に貸倒損失を認識できていれば、世界金融危機でみられた景気循環増幅効果（procyclicality）を抑制可能だった」との認識を示している²¹⁹。そして、こうした認識のもと、FSFは、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：IASB）および米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：FASB）に対して、「広く入手可能な信用情報を統合した貸倒損失を認識および測定するための代替的なアプローチを考慮することによって、発生損失モデルを再考すべき」との勧告

²¹³ なお、TBTF問題については、例えば、小立 [2021] が詳しい。

²¹⁴ 日本銀行金融機構局・金融庁監督局・預金保険機構調査国際部 [2022] 1頁。

²¹⁵ 日本銀行金融機構局・金融庁監督局・預金保険機構調査国際部 [2022] 1頁。住専に対する公的資金の投入をめぐる、納税者の批判や政界における葛藤等については、深尾 [2002]、久米 [2002]、村松・奥野 [2002] を参照。

²¹⁶ Bernanke [2010] p. 21.

²¹⁷ 楠元ほか [2019] 1頁参照。なお、「少なすぎ、遅すぎる問題」については、貸倒損失の損金算入（法人税法 22条 3項 3号）に係る論点もあると考えられる。しかしながら、本稿の主題は、貸倒引当金の性質に関する検討であることから、当該論点については検討しない。

²¹⁸ 1999年に設立。2009年に設立された金融安定理事会（Financial Stability Board：FSB）の前身にあたる組織。

²¹⁹ FSF [2009] p. 4.

(Recommendation) を行った²²⁰。当該勧告を受けて、2018年にはIFRSの予想損失モデル、2020年にはFASBの現在予想損失モデルに基づく貸倒引当金の適用が開始されることとなった。

また、本邦においては、企業会計基準委員会が、2018年に「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」を公表し、それ以降、「金融資産の減損に関する会計基準の開発」プロジェクトとして、予想損失モデルに係る検討が進められている。

(3) 貸倒引当金制度の適用法人の限定

2008(平成20)年の日本税理士会連合会税制審議会は、企業会計と法人税法との関係について、「両者の趣旨・目的は本来的に異なっている」が、いずれも「『会計』という手段を通じて会社(法人)の経済活動の成果(利益)を捉えようとする点では同じである」ほか、両者は「真実性、透明性及び明確性」という理念を共有しているとみることにもできる」ことから「両者の計算規定には著しい差異がないことが望ましく、企業における会計実務の面からみても、可能な範囲において共有した計算規定を有することが適当」としている²²¹。そして、こうした認識のもとで、企業会計と法人税法とで異なっている貸倒引当金の取扱いについても、「一致させることが望ましい」と指摘している²²²。

また、2010(平成22)年12月の税制調査会専門家委員会は、本邦の法人実効税率が国際的にみて高いという認識のもとで、「成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上などの観点から、課税ベースの拡大等を図りつつ、法人実効税率を引き下げる方向での検討が必要である」としている²²³。そして、「課税ベースの拡大に当たっては、税制の公平性や透明性の観点を踏まえ、租税特別措置をできる限り縮減していくことが適当である。また、法人税法に定められた制度についても、その影響にも留意しつつ、前例にとらわれない検討を行う必要がある」と指摘している²²⁴。

これらの指摘を受けた後の2011(平成23)年12月の税制改正では、税率の引下げに伴う課税ベース拡大の一環として²²⁵、「貸倒引当金繰入額の損金算入ができる法人が、中小法人、銀行・保険会社等及び一定の金銭債権を有する法人に限

²²⁰ FSF [2009] p. 4.

²²¹ 日本税理士会連合会税制審議会 [2008] 1頁。

²²² 日本税理士会連合会税制審議会 [2008] 8頁。例えば、金融商品に関する会計基準では、金銭債権を3つに区分し、それぞれについて貸倒引当金の処理方法を定めている一方、法人税法は、2分したうえで、繰入限度額を設けている。

²²³ 税制調査会専門家委員会 [2010] 21頁。

²²⁴ 税制調査会専門家委員会 [2010] 22頁。

²²⁵ 椎谷・藤田・藤山 [2012] 106頁。

定され」ることとなった²²⁶。また、「一定の金銭債権を有する法人については、貸倒引当金の繰入れの対象となる債権」も限定された。当該改正について、当時、財務省主税局長であった古谷一之は、法人税については、「課税ベースの拡大と併せて実効税率を引き下げることが大きな検討課題になった」とし²²⁷、「税率引下げに伴う課税ベース拡大の一環」として「銀行、保険会社等及び中小法人以外の貸倒引当金制度については廃止」と述べている²²⁸。もっとも、貸倒引当金制度を一律廃止とせず、一部の法人について引き続き貸倒引当金繰入額の損金算入を許容している理由については、当局から明確な説明がなされていない²²⁹。

なお、当該改正後の 2012（平成 24）年の日本税理士会連合会税制審議会は、1998（平成 10）年度税制改正以降の「課税ベースの拡大と税率の引下げ」の動きについて、疑問を呈している。すなわち、「近年におけるわが国の法人税制は、国際比較の観点から税率の引下げを前提とし、一方で当面の税収の確保を目的として課税ベースの拡大が行われてきたとみることができる」²³⁰。この点、「課税ベースの拡大は引当金の廃止や減価償却方法の見直しなど、主として所得の帰属年度に係るものについて行われて」きたが、これらは「税率の引下げによる税収減を課税ベースの見直しにより一時的に補填したものにすぎない」ことから、「企業の活性化に資するものとはいえず、「法人税の見直しの手法として適切といえるかどうか疑問」と評価している²³¹。

また、当該審議会は、「公平・中立・簡素」という近年標榜されている考え方に照らして課税ベースのあり方を考えると、『公平』の観点からは、業種や業態によって課税ベースが異なることは適当とはいえず、『中立』の観点からは、企業の規模等にかかわらず同一の課税ベースによることが望ましい」としている²³²。また、「法人税の課税ベースを『簡素』な仕組みとするためには、企業会計

²²⁶ 「一定の金銭債権を有する法人」は、証券会社や、クレジットカード会社等のノンバンク、信用保証協会等が含まれており、それらの各事業に係る金銭債権のみが貸倒引当金制度の対象となっている（法人税法 52 条 1 項 3 号、同法施行令 96 条 5 項）。

²²⁷ 古谷 [2011] 15 頁。

²²⁸ 古谷 [2011] 16 頁。

²²⁹ 古谷 [2011, 2012] や、当時の税制改正の内容をまとめた椎谷・藤田・藤山 [2012] は、損金算入可能な法人が限定されたという説明にとどまり、適用法人を限定した理由については言及していない。なお、2010（平成 22）年度第 7 回税制調査会において、当時、財務大臣政務官であった尾立源幸は、「引当金には、貸倒引当金と返品調整引当金の 2 種類があり、いずれも課税繰延措置であるため、低金利下では効果は限定的と考えられます。また、税制を複雑化し、特定の業種・企業に適用が偏っている状況にあります。これも廃止・縮減の検討が必要ではないか」と述べている（内閣府 [2010] 21 頁 [尾立発言]）。

²³⁰ 日本税理士会連合会税制審議会 [2012] 1 頁。

²³¹ 日本税理士会連合会税制審議会 [2012] 2 頁。

²³² 日本税理士会連合会税制審議会 [2012] 2～3 頁。

と法人税制の関係が重要であり、「両者が乖離すればするほど簡素な税制を構築することが困難になることに留意する必要がある」としている²³³。そして、「政策税制として法人の業種や規模等に応じて異なる課税ベースを採用する場合には、その政策の効果と必要性について十分な検証を行う必要がある」としている²³⁴。そうしたもとで、引当金については、「法人税制には厳格な債務確定基準が必要であるという観点からは、評価性の引当金である貸倒引当金を廃止すべきことになる」²³⁵とする一方、「退職給付引当金や賞与引当金などの負債性の引当金は、雇用契約や労働協約等から生じる債務を認識し、費用計上する企業会計の要請に基づくものである。法人の税負担の平準化を図るとともに、企業会計との調和を図るためには、これらの引当金を制度化することが望ましい」としている²³⁶。

（４）検討

以上を踏まえて、2011（平成23）年12月の税制改正後における貸倒引当金の性質を検討する。

当該改正では、貸倒引当金の適用法人が銀行・保険会社等及び一定の金銭債権を有する法人（以下、これらをまとめて「金融機関」という。）と中小法人に限定された。これによって、貸倒引当金制度全体としての利益留保性が縮減されることになるが、ここで論点となるのは、業種や企業規模を限定したことをどのように評価するかである。

前述の日本税理士会連合会税制審議会によれば、業種や業態、企業の規模等によって課税ベースが異なることは、税制の公平や中立の観点からは不相当ということになる²³⁷。実際、1998年度税制改正に関する対談企画において、当時、大蔵省大臣官房審議官であった大武健一郎は、製品保証等引当金を廃止した理由の1つとして、特定の業種にのみ認められている引当金がもたらす業種間の不公平を指摘している²³⁸。また、学界からも「特定の業種に限定して引当金の設定を認めるということは課税の公平性を考えると問題が」とあるとの指摘がなさ

²³³ 日本税理士会連合会税制審議会 [2012] 3頁。

²³⁴ 日本税理士会連合会税制審議会 [2012] 3頁。

²³⁵ 日本税理士会連合会税制審議会 [2012] 7頁。

²³⁶ 日本税理士会連合会税制審議会 [2012] 8頁。

²³⁷ 日本税理士会連合会税制審議会 [2012] 2～3頁。

²³⁸ 大武・矢澤[1998] 10頁〔大武発言〕参照。同様の見解を示すものとして、鈴木・吉牟田[1998] 13頁〔鈴木発言〕がある（当時の鈴木は肩書きは大蔵省主税局調査課長）。なお、2018年度税制改正における返品調整引当金の廃止は、企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」の公表を受けたものであり、製品保証等引当金の廃止とは理由を異にする。この点については、藤田ほか[2018] 272頁等を参照。

れている²³⁹。これらの見解を踏まえると、従来、すべての業種において損金算入が認められてきた貸倒引当金の適用法人を限定することは、公平・中立・簡素な税収の獲得という租税政策的な観点からは説明がつかないように思われる。むしろ、貸倒引当金を一律に廃止した方が、公平・中立・簡素な税制となるほか、本邦の全体でみた「財源調達機能（『税収力』）」の回復にも資すると思われる²⁴⁰。

それにもかかわらず、業種や企業規模に応じて貸倒引当金の損金算入可否を区別するならば、それは政策税制と考えるのが妥当ではなかろうか。仮に貸倒引当金が政策税制であると解した場合に論点となるのが、政策目的と効果である。中小法人と金融機関はさまざまな点で異なることから、以下では中小法人と金融機関とに分けて検討する。

まず、中小法人については、1966（昭和 41）年度税制改正から貸倒引当金の繰入限度額に係る特例が認められており、これは、「中小企業の不況に対する抵抗力の強化と、その内部留保の充実に資する」ことを目的としたものであった²⁴¹。また、中小法人については、1998（平成 10）年度税制改正により、貸倒実績率に代わって法定繰入率による繰入れが認められており（租税特別措置法 57 条の 9）、これは、大法人と比べて相対的に財務基盤が不安定と考えられる「中小企業に対する政策的な配慮²⁴²」として設けられた特別措置であった²⁴³。こうした特別措置の存在を踏まえると、貸倒引当金の損金算入が中小法人に許容されているのは、中小法人の内部留保充実に企図した政策税制であると解するのが妥当と考えられる²⁴⁴。

次に、金融機関である。法人税法における貸倒引当金は、従前は業種を問わず損金算入できたことから、業種を金融機関に限定するには、それが容認されるだけの政策目的が必要となる。この点については、5 節での検討や、本節で確認した世界金融危機への反省から、金融機関の内部留保充実を通じた金融システムの安定化を政策目的と解するのが妥当のように思われる²⁴⁵。裏を返せば、金融機関以外の業態については、相対的に金融システムの安定化に対する寄与が小さ

²³⁹ 成道 [1989] 104～105 頁。

²⁴⁰ 神野 [2010] 1 頁。

²⁴¹ 税制調査会 [1965] 答申別冊 144～145 頁。

²⁴² 高岸 [1998] 27 頁。

²⁴³ 同様の見解として、大村 [2012] 91 頁。

²⁴⁴ 渡辺徹也 [2022] 180 頁は、中小法人の貸倒引当金繰入れを、政策税制の一例としている。

²⁴⁵ なお、「金融機関については、貸倒引当金等のクレジットコストが大きなコストであり、貸倒引当金をすべて有税にしてしまうと経営に与えるインパクトが過大となることから、これに配慮する形で適用対象とされたものと考えられる」との見解がある（大村 [2012] 91 頁）。当該見解について、金融機関の「経営に与えるインパクト〔中略〕に配慮」しているという点には同意するが、個社の経営に与えるインパクトのみを理由としている点は、製品保証等引当金が廃止されたこととは整合的ではないように思われる。

いとの考えから、課税ベース拡大の観点優先され、貸倒引当金が廃止されたといえるかもしれない²⁴⁶。

金融機関について内部留保充実が重視される背景には、金融機関が内包するシステミック・リスクに対する政策的配慮があると考えられる。システミック・リスクとは、「個別の金融機関の支払不能等や、特定の市場または決済システム等の機能不全が、他の金融機関、他の市場、または金融システム全体に波及するリスク」のことであり²⁴⁷、バブル崩壊後の金融システム不安定化やその後の世界金融危機は、当該リスクが顕在化した例といえよう。当該リスクが顕在化すると、金融システム不安を通じて、さまざまな経済活動に悪影響を及ぼすことは前述のとおりである。このため、金融機関に対しては、当該リスクを顕在化させないよう、さまざまな規制が課されているほか²⁴⁸、法律や契約に基づく検査等が実施されている²⁴⁹。

システミック・リスクの存在を踏まえると、金融機関に対して貸倒引当金を通じた内部留保充実が認められることは妥当なように思われるが、貸倒引当金の政策手段としての妥当性、すなわち費用対効果も考慮する必要がある。この点、事前の予防手段である貸倒引当金は課税繰延べであるところ、システミック・リスクの顕在化に伴う経済活動への悪影響やその後生じる公的資金注入等の抑制に寄与すると考えられることから、政策手段として効率的といえよう。

以上を踏まえると、現行の法人税法における貸倒引当金は、課税ベースの拡大（利益留保性の縮減）という観点から原則廃止²⁵⁰と評されるまでに適用法人が限定され、制度全体としての利益留保性は縮減された。しかし、貸倒引当金は、中小法人と金融機関に対する政策税制として存続しており、その政策目的は、相対的に財務基盤が不安定な中小法人の内部留保充実と、金融機関が内包するシステミック・リスク顕在化の予防（金融システムの安定化）と解するのが妥当と考えられる。

7. おわりに

本稿の主題は、法人税法における貸倒引当金の創設から現行制度に至るまでの変遷を整理・検討することで、貸倒引当金の性質を考察することであった。本稿における検討の結果は以下のとおりである。

²⁴⁶ 大日方 [2023b] 313 頁は、1996（平成 8）年の法人課税小委員会報告から現在に至るまで、「銀行業の貸倒引当金は特別な存在なのであろう」と述べている。

²⁴⁷ 日本銀行 HP（<https://www.boj.or.jp/about/education/oshiete/kess/i06.htm>、2024 年 4 月 25 日）。

²⁴⁸ 例えば、銀行や証券会社の自己資本に対する規制等。

²⁴⁹ 例えば、金融庁の検査や日本銀行の考査等。

²⁵⁰ 例えば、渡辺徹也 [2023] 104 頁、谷口 [2021] 481 頁。

まず、法人税法における貸倒引当金は、最も古い租税特別措置の 1 つである貸倒準備金として創設された。創設時の目的は、租税政策としての紛争除去と、租税政策および企業保護政策としての法人の内部留保充実であった。その後、貸倒引当金については、法定繰入率の引下げや洗替方式導入等によって、一見、企業会計の要請に応じるかたちで評価性引当金への接近が図られたようにみえたが、これらは評価性引当金を建前としつつ、貸倒引当金の利益留保性を縮減し、課税ベースの拡大を図るものであった。それでも、貸倒引当金の内部留保充実という目的は不変であったと考えられる。バブル経済の崩壊以降は、企業会計と法人税の調和ではなく「課税ベースの拡大と税率の引下げ」を大上段に振りかざした引当金の抜本的な見直しが行われた。賞与引当金等が廃止されるなか、貸倒引当金が内部留保充実を目的とした制度として存続したのは、バブル崩壊後の金融システムの状態を意識したものだったと思われる。そして現在、貸倒引当金は、中小法人や金融機関といった一部の法人にのみ例外的に認められる制度となり、中小法人の内部留保充実と金融システムの安定化を企図した政策税制に変容したと整理できる。

以上を踏まえた本稿の結論は、法人税法における貸倒引当金は、その創設から現在に至るまで一貫して、企業の内部留保充実を企図した広義の租税特別措置であったということである。この間、貸倒引当金が内包する利益留保性は、さまざまな理由から縮減され、特に、2011（平成 23）年 12 月税制改正以降は、貸倒引当金を損金算入できる法人が限定されたことに伴い、中小法人の保護と金融システムの安定化に特化した政策税制へと変容したということになる。本稿の結論は、法人税法における貸倒引当金を、評価性引当金や別段の定め第 2 分類と整理する通説とは異なる見解である。

仮に貸倒引当金が、本稿でいう政策税制であるとすれば、所期の政策目的に照らして、現行の貸倒実績率に基づく算定方法が妥当であるかについては、あらためて問い直してみる余地があろう。実際、中小法人については、中小法人の保護を目的として、法定繰入率による繰入れも認められていることから、金融機関が計上する貸倒引当金についても、金融システムの安定化という政策目的により資する算定方法を検討する必要があるかもしれない。

この点、企業会計の分野では、世界金融危機への反省から、予想損失モデルに基づく貸倒引当金の適用が進められており、本邦においても、金融機関を中心にいわゆるフォワードルッキングな貸倒引当金（以下、「FL 引当」という。）の導入や導入に向けた検討が進んでいる²⁵¹。FL 引当は、過去の貸倒実績に加えて、将来に関する定量的・定性的な予想等も考慮されるため、税法上どのように取扱

²⁵¹ 日本銀行金融機構局 [2020, 2021, 2023] 参照。

うべきかという難しさがある²⁵²。本稿では、こうした新しい貸倒引当金について検討するに至らなかったが、この点については今後の研究課題としたい。

²⁵² FL 引当について税法・税務会計的な観点から検討した先行研究として藤井 [2024] がある。

参考文献

- 明里長太郎、「税務計算」、春秋社『現代会計実務講座』7巻、春秋社、1951年、49～134頁
- 新井隆一・首藤重幸、「昭和54年度税制改正の概要とその問題点」、『法律時報』51巻8号、日本評論社、1979年、18～24頁
- 石 弘光、『現代税制改革史 終戦からバブル崩壊まで』、東洋経済新報社、2008年
- 泉 美之松、「昭和39年度税制改正の方向について」、『税経通信』19巻2号、税務経理協会、1964年、82～93頁
- ・吉國二郎・高木文雄、「産業の保護と育成」、エコノミスト編集部『戦後産業史への証言—産業政策』伊藤光晴監修、毎日新聞社、1977年、14～57頁
- 市丸吉左エ門、「改正法人税法詳解」、『財政経済弘報』特別9号、財経詳報社、1950年a、3～57頁
- 、『法人税の実務』、税務経理協会、1950年b
- 、『新訂法人税の理論と実務』、税務経理協会、1957年
- 大蔵省銀行課、「銀行雑誌」1号、日本銀行調査局『日本金融史資料明治大正編』6巻、大蔵省印刷局、[初出1877年]1957年
- 大蔵省財政史室、『昭和財政史 昭和27～48年度』6巻中村隆英監修、東洋経済新報社、1990年
- 、『昭和財政史 昭和27～48年度』9巻中村隆英監修、東洋経済新報社、1991年
- 、『昭和財政史 昭和27～48年度』15巻中村隆英監修、東洋経済新報社、1997年
- 大蔵省主税局、「租税特別措置について税制上検討すべき問題点」、『財経詳報』50号、財経詳報社、1956年、14～15頁
- 大島隆夫、「10年度税制改正論評」、『税経通信』53巻3号、税務経理協会、1998年、24～33頁
- 編集代表・市丸吉左エ門・武田昌輔編、『戦後法人税制史：創立50周年記念』吉國二郎総監修、税務研究会、1996年
- 大武健一郎・矢澤富太郎、「対談：平成10年度国税関係の改正の概要について」、『税経通信』53巻8号、税務経理協会、1998年、2～23頁
- 大村圭一、「『経過期間』の考え方は？貸倒引当金改正のインパクト」、『税務弘報』60巻5号、中央経済社、2012年、90～100頁
- 大山孝夫、「貸倒引当金」、『税務弘報』45巻12号、中央経済社、1997年、590～600頁
- 岡田誠一、「明治簿記学史断片」、日本会計学会『東夷五郎先生・下野直太郎先生古稀記念論文集』1巻、森山書店、1935年、297～323頁
- 岡村忠生、『法人税法講義〔第3版〕』、成文堂、2007年
- 翁 邦雄・白川方明・白塚重典、「資産価格バブルと金融政策：1980年代後半の日本の経験とその教訓」、『金融研究』19巻4号、日本銀行金融研究所、2000年、261～322頁
- 尾原榮夫、「平成10年度の税制改正について」、『租税研究』582号、日本租税研究協会、1998年、4～21頁
- 大日方 隆、『日本の会計基準Ⅰ 確立の時代』、中央経済社、2023年a
- 、『日本の会計基準Ⅱ 激動の時代』、中央経済社、2023年b
- 加藤典生、「法人税法における貸倒引当金の一考察」、『大分大学経済論集』72巻2号、大分大学経済学会、2020年、23～53頁
- 金子 宏、『租税法〔第24版〕』、弘文堂、2021年
- 菅野和太郎、「国立銀行」、本庄栄治郎編『明治維新経済史研究』、改造社、1930年、301～357頁
- 企業会計基準審議会、「税法と企業会計原則との調整に関する意見書（小委員会報告）」（日本公認会計士協会25年史編纂委員会『會計・監査史料』、日本公認会計士協会、1977年、所収、477～492頁）、1952年
- 北野弘久、「企業に対する財政法的統制」、『法律時報』52巻4号、日本評論社、1980年、149～156頁
- 木村重義・寫村剛雄、『新版会計原則コンメンタール』、中央経済社、1965年
- 木村幸俊、「平成14年度税制改正について」、『租税研究』629号、日本租税研究協会、2002年、5～12頁

- 清永敬次、「わが国税法の貸倒準備金制度の特色」、『法学論叢』68巻1号、京都大学法学会、1960年、40～68頁
- 金融検査マニュアル検討会、「最終とりまとめ」、金融監督庁、1999年
(https://www.fsa.go.jp/p_fsa/news/newsj2/f-19990408-1/004.PDF、2024年4月25日)
- 楠元新一・中野洵子・三尾仁志・山下裕司、「予想信用損失(ECL)型引当の特徴と運用面の課題」、日銀レビュー2019-J-9、日本銀行、2019年
- 久米郁男、「公的資金の投入をめぐる世論・政治」、村松岐夫・奥野正寛編著『平成バブルの研究(下)』、東洋経済新報社、2002年、109～156頁
- 黒澤 清、『近代会計学』現代商学全集16巻、春秋社、1951年
——編、『新経済学演習講座会計学(改訂版)』、青林書店、1959年
- 国税庁三十年史編纂委員会、『国税庁三十年史』、国税庁、1979年
- 小立 敬、『巨大銀行の破綻処理—バイルアウトの終わり、バイルインの始まり』、金融財政事情研究会、2021年
- 小林裕明、「制度会計上の貸倒引当金の変遷及び法人税法における原則的廃止の検討」、『会計プロフェッション』9号、青山学院大学、2014年、65～79頁
- 小峰隆夫・岡田恵子、「バブル崩壊と不良債権対策(1990～96年を中心に)」、小峰隆夫編著『日本経済の記録—第2次石油危機への対応からバブル崩壊まで—』バブル/デフレ期の日本経済と経済政策(歴史編)1、内閣府経済社会総合研究所、2009年、371～559頁
- 財務省財務総合政策研究所財政史室、『平成財政史—平成元～12年度』6巻、白峰社、2019年
- 坂本雅士、「引当金」、坂本雅士編著『現代税務会計論〔第6版〕』(成道秀雄監修)、中央経済社、2023年、129～134頁
- 桜井久勝、『財務会計講義〔第24版〕』、中央経済社、2023年
- 佐藤孝一、『新会計学』、中央経済社、1958年
- 佐藤英明、「租税優遇措置」、岩村正彦ほか編『岩波講座 現代の法』8巻、岩波書店、1997年、155～180頁
- 椎谷 晃・藤田泰弘・藤山智博、「法人税法の改正」、吉沢浩二郎ほか『平成24年度税制改正の解説』、財務省、2012年、106～166頁
(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10404234/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2012/explanation/pdf/p106_166.pdf、2024年4月25日)
- 塩崎 潤、「昭和36年度の税制改正について(1)」、『自治研究』37巻5号、良書普及会、1961年a、3～32頁
——、「昭和36年度の税制改正について(2)」、『自治研究』37巻6号、良書普及会、1961年b、141～156頁
- 品川芳宣、「平成10年度税制改正の問題点と今後の課題—企業課税を中心として—」、『租税研究』583号、日本租税研究協会、1998年、6～18頁
- 志場喜徳郎、『法人税』、中央経済社、1958年
- シャープ使節団、『シャープ使節団日本税制報告書』、時事通信社、1949年
- 神野直彦、「『議論の中間的な整理』」、日本租税研究協会、2010年(https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/h2206_gironnotyuukantekiseiri.pdf、2024年4月25日)
- 鈴木勝康・吉牟田 勲、「特別対談：平成10年度税制改正の焦点」、『税務弘報』46巻6号、中央経済社、1998年、6～34頁
- 首藤重幸、「『政策税制の法的限界の検討』の研究について(総論)」、『日税研論集』58号、日本税務研究センター、2008年、3～16頁
- 税制調査会、『税制調査会答申とその理由及び説明(昭和28年11月)』、日本租税研究協会、1953年(https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/08/s2811_zeiseityosakaitousin.pdf、2024年4月25日)
——、「当面実施すべき税制改正に関する答申(税制調査会第一次答申)及びその審議の内容と経過の説明(昭和35年12月)」、日本租税研究協会、1960年(https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/08/s_s3512_toumenjissisubekizeiseikaisei.pdf、2024年4月25日)
——、「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」、日本租税研究協会、1963年 a

- (https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/s3812_syotokuzeiho_houjinnzeihonoseibi.pdf, 2024年4月25日)
- 、『昭和39年度の税制改正に関する臨時答申及びその審議の内容と経過の説明』、日本租税研究協会、1963年b (https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/08/s_s3812_s39zeiseikaisei.pdf, 2024年4月25日)
- 、『昭和40年度の税制改正に関する答申及びその審議の内容と経過の説明』、日本租税研究協会、1964年 (https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/s_s3912_s40zeiseikaisei.pdf, 2024年4月25日)
- 、『昭和41年度の税制改正に関する答申及びその審議の内容と経過の説明』、日本租税研究協会、1965年 (https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/s_s4012_s41zeiseikaisei.pdf, 2024年4月25日)
- 、『昭和43年度の税制改正に関する答申税制簡素化についての第二次答申』、日本租税研究協会、1967年 (https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/s4212_s43zeiseikaisei.pdf, 2024年4月25日)
- 、『長期税制のあり方についての答申及びその審議の内容と経過の説明(昭和46年3月)』、日本租税研究協会、1971年 (https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/s4512_s46zeiseikaisei.pdf, 2024年4月25日)
- 、『昭和51年度の税制改正に関する答申』、日本租税研究協会、1975年 (https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/s5012_s51zeiseikaisei.pdf, 2024年4月25日)
- 、『今後の税制のあり方についての答申』、日本租税研究協会、1977年 (https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/s5210_kongonozeisei.pdf, 2024年4月25日)
- 、『昭和54年度の税制改正に関する答申』、日本租税研究協会、1978年 (https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/s5312_s54zeiseikaisei.pdf, 2024年4月25日)
- 、『財政体質を改善するために税制上とるべき方策についての答申』、日本租税研究協会、1980年 (https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/s5511_zaiseitaisitukaizen.pdf, 2024年4月25日)
- 、『昭和57年度の税制改正に関する答申』、日本租税研究協会、1981年 (https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/s5612_s57zeiseikaisei.pdf, 2024年4月25日)
- 、『昭和58年度の税制改正に関する答申』、日本租税研究協会、1982年 (https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/s5712_s58zeiseikaisei.pdf, 2024年4月25日)
- 、『今後の税制のあり方についての答申』、日本租税研究協会、1983年 (https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/s5811_kongonozeisei.pdf, 2024年4月25日)
- 、『昭和60年度の税制改正に関する答申』、日本租税研究協会、1984年 (https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/s5912_s60zeiseikaisei.pdf, 2024年4月25日)
- 、『昭和61年度の税制改正に関する答申』、日本租税研究協会、1985年 (https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/s6012_s61zeiseikaisei.pdf, 2024年4月25日)
- 、『税制の抜本的見直しについての答申』、日本租税研究協会、1986年 (https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/s_s6110_zeiseibappontekiminaosi.pdf, 2024年4月25日)
- 、『平成8年度の税制改正に関する答申』、日本租税研究協会、1995年 (https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/h0712_h8zeiseikaisei.pdf, 2024年4月25日)

- 、『法人課税小委員会報告』、日本租税研究協会、1996年 (https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/h0811_houjinkazeisyouiinkai.pdf、2024年4月25日)
- 、『これからの税制を考える—経済社会の構造変化に臨んで—』、日本租税研究協会、1997年 a (https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/h0901_korekaranozeisei.pdf、2024年4月25日)
- 、『平成10年度の税制改正に関する答申』、日本租税研究協会、1997年 b (https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/h0912_h10zeiseikaisei.pdf、2024年4月25日)
- 、『平成14年度の税制改正に関する答申』、日本租税研究協会、2001年 (https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/h1312_h14zeiseikaisei.pdf、2024年4月25日)
- 税制調査会専門家委員会、『税目ごとの論点の深堀り』に関する議論の中間報告、日本租税研究協会、2010年 (https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/h2212_zeimokugoto.pdf、2024年4月25日)
- 政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会、「金融再生トータルプラン(第1次とりまとめ)」、『行財政研究』37巻、行財政総合研究所、1998年、51～54頁
- 染谷英雄、「貸倒損失・債権償却特別勘定のポイント」、『税務弘報』44巻12号、中央経済社、1996年、149～156頁
- 高岸秀俊、「法人税法等の一部改正」、『税経通信』53巻8号、税務経理協会、1998年、24～61頁
- 武田昌輔、「昭和36年度税制改正(法人税関係)重点解説」、『産業経理』21巻5号、同文館出版、1961年、125～129頁
- 武田隆二編著、『営業報告書・計算書類の総合分析と事例』、中央経済社、1984年
- 、「再考引当金をめぐる税務および会計上の考え方」、『税理』23巻3号、ぎょうせい、1985年、2～13頁
- 田中勝次郎、『改正法人税法の研究』、白亜書房、1951年
- 田中耕太郎、『会社法概論』、岩波書店、1926年
- 谷口勢津夫、『税法基本講義〔第7版〕』、弘文堂、2021年
- 通商産業省通商産業政策史編纂委員会、『通商産業政策史』16巻、通商産業調査会、1992年
- 土屋喬雄、『『明治の銀行に関する雑誌』解題』、日本銀行調査局『日本金融史資料明治大正編』6巻、大蔵省印刷局、1957年、1～18頁
- 東京国税局、『詳解法人税法』、学陽書房、1951年
- 内閣府、「議事録」第7回2010年11月4日開催、内閣府、2010年 (https://www.cao.go.jp/zeicho/history/2009-2012/gijiroku/zeicho/2010/_icsFiles/afieldfile/2010/11/24/22zen7kaia.pdf、2024年4月25日)
- 中里 透、「1996年から98年にかけての財政運営が景気・物価動向に与えた影響について」、井堀利宏編著『財政政策と社会保障』バブル/デフレ期の日本経済と経済政策5、内閣府経済社会総合研究所、2009年、111～142頁
- 中里 実、『金融取引と課税』、有斐閣、1998年
- 、「制度の効率性と租税」、『論究ジュリスト』10号、有斐閣、2014年、84～91頁
- 、「租税法と政策税制」、中里 実・米田 隆・岡村忠生編集代表『現代租税法講座』1巻金子 宏監修、日本評論社、2017年、137～156頁
- 永幡 崇・関根敏隆、「設備投資、金融政策、資産価格」、日本銀行ワーキングペーパーNo.02-3、日本銀行、2002年
- 成道秀雄、「税法における引当金」、『日税研論集』8巻、日本税務研究センター、1989年、81～111頁
- 、『税務会計—法人税の理論と応用—』、第一法規、2015年
- 西原宏一、「法人税法の一部改正について」、『税経通信』19巻6号、税務経理協会、1964年、83～103頁
- 日本銀行、「不良債権問題の基本的な考え方」、日本銀行『日本銀行月報』2002年11月号、日本銀行、2002年、81～91頁

- 、『金融システムレポート』2005年8月号、日本銀行、2005年
日本銀行金融機構局、「地域金融機関における貸倒引当金算定方法の検討事例」、『金融システムレポート別冊シリーズ』、日本銀行、2020年
- 、「地域金融機関による引当方法の見直しと審査・管理の工夫」、『金融システムレポート別冊シリーズ』、日本銀行、2021年
- ・金融庁監督局・預金保険機構調査国際部、「巨大金融機関の破綻処理制度改革の軌跡—10年目の節目を越えて—」、日銀レビュー2022-J-7、日本銀行、2022年
- 、「地域金融機関の引当方法の見直しと経営改善支援への取り組み」、『金融システムレポート別冊シリーズ』、日本銀行、2023年
- 日本銀行百年史編纂委員会、『日本銀行百年史』5巻、日本銀行、1985年
- 日本税理士会連合会税制審議会、「企業会計と法人税制のあり方について—平成19年度諮問に対する答申—」、日本税理士会連合会、2008年
- 、「法人税における課税ベースのあり方について—平成24年度諮問に対する答申—」、日本税理士会連合会、2012年
- 畠山武道、「政策税制と租税特別措置」、木下和夫編著『21世紀を支える税制の論理』1巻、税務経理協会、1996年、221～244頁
- 林 健二、「損益計算書」、春秋社『現代会計実務講座』1巻、春秋社、1950年、17～74頁
- 久野秀男、『銀行簿記精法』と第四国立銀行『資料』との比較吟味：第1次中間報告』、『学習院大学経済論集』6巻1号、学習院大学経済学会、1969年、91～111頁
- 平田敬一郎、『新税法』、時事通信社、1950年
- 深尾光洋、「1980年代後半の資産価格バブル発生と90年代の不況の原因：金融システムの機能不全の観点から」、村松岐夫・奥野正寛編著『平成バブルの研究（上）』、東洋経済新報社、2002年、87～126頁
- 、「銀行の経営悪化と破綻処理」、池尾和人編著『不良債権と金融危機』バブル／デフレ期の日本経済と経済政策4、内閣府経済社会総合研究所、2009年、153～184頁
- 福田慎一・粕谷宗久・中島上智、「非上場企業に『追い貸し』は存在したか？」日本銀行ワーキングペーパーNo.05-J-9、日本銀行、2005年
- 藤井 誠、「社会経済の発展がもたらす新たな費用」、『日税研論集』85巻、日本税務研究センター、2024年、199～230頁
- 藤谷武史、「租税特別措置法の性格と課題」、『税研』221号、日本税務研究センター、2022年、28～35頁
- 藤田泰弘・小竹義範・高橋龍太・鎌田絢子・石田 良、「法人税法等の改正」、寺崎博之ほか『平成30年度税制改正の解説』、財務省、2018年、265～354頁
(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11551246/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2018/explanation/pdf/p0265-0354.pdf、2024年4月25日)
- 古谷一之、「平成23年度税制改正案について」、『租税研究』737号、日本租税研究協会、2011年、5～59頁
- 、「平成24年度税制改正について」、『租税研究』750号、日本租税研究協会、2012年、5～64頁
- 松井静郎、「準備金と引当金」、忠佐市ほか『現代会計学全集』11巻、春秋社、1954年、263～304頁
- 三木義一、「租税特別措置—抜本的改革は見送りか—」、『税経通信』52巻1号、税務経理協会、1997年、142～148頁
- 水田直昌、「銀行業における貸倒準備金制度と価格変動準備金制度について」、臨時税制調査会『臨時税制調査会資料（その1）—租税上の特別措置に関する資料（直接税分科会）—（昭和31年8月）』、大蔵省印刷局、1956年、
- 村松岐夫・奥野正寛、「教訓の模索と14の提言」、村松岐夫・奥野正寛編著『平成バブルの研究（下）』、東洋経済新報社、2002年、413～433頁
- 明治財政史編纂会、『明治財政史』13巻、丸善、1905年
- 矢内一好、『現代米国税務会計史』、中央大学出版部、2012年

- 吉田良三、『会計学』、同文館出版、1910年
- 吉見 宏、「我が国における企業不正事例（10・完）」、『経済学研究』48巻2号、北海道大学経済学部、1998年、100～119頁
- 臨時税制調査会、『臨時税制調査会中間答申（昭和30年12月8日）』、大蔵省印刷局、1955年（https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/08/s3012_rinjizeiseityousakai.pdf、2024年4月25日）
- 、『臨時税制調査会答申（昭和31年12月）』、大蔵省印刷局、1956年（https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/08/s_s3112_rinjizeiseityousakai.pdf、2024年4月25日）
- 渡辺和夫、「会計基準の変遷（1）—戦前の会計基準—」、『商学討究』55巻1号、小樽商科大学、2004年、31～72頁
- 渡辺徹也、「近年における法人税法の変遷に関する覚書」、早稲田大学法学会『早稲田大学法学会百周年記念論文集』1巻公法・基礎法編、成文堂、2022年、155～183頁
- 、『スタンダード法人税法〔第3版〕』、弘文堂、2023年
- 和田八束、『租税特別措置—歴史と構造—』、有斐閣、1992年
- Bernanke, Ben S, “Causes of the Recent Financial and Economic Crisis,” Testimony, Federal Reserve Board, 2010 (available at <https://www.federalreserve.gov/newsevents/testimony/bernanke20100902a.htm>、2024年4月25日).
- Financial Stability Forum, “Report of the Financial Stability Forum on Addressing Procyclicality in the Financial System,” Financial Stability Board, 2009 (available at https://www.fsb.org/wp-content/uploads/r_0904a.pdf、2024年4月25日).
- Hatfield, Henry R, “*Modern accounting: its principles and some of its problems,*” D. Appleton and Company, 1909（海老原竹之助訳『最近會計學』、博文館、1912年）.
- Iwanabe, Kozo, “Japan,” Michael Chatfield and Richard Vangermeersch (eds.), *The History of Accounting: An International Encyclopedia*, Garland Publishing, Inc., 1996, pp. 351-353.